

平成29年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月8日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第62号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第3 議案第63号 瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第5 議案第65号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第66号 瑞穂市属附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第67号 瑞穂市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第68号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第69号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第70号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第71号 瑞穂市国民健康保険税条例及び瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第72号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第73号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第74号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第75号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第76号 平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第77号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第18 請願第2号 瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する請願について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋

11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	藤 井 忠 直
企 画 部 長	広 瀬 充 利	総 務 部 長	梶 浦 要
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	福 祉 部 長	森 和 之
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰	会 計 管 理 者	平 塚 直 樹
教 育 次 長	山 本 康 義	監 査 委 員 事 務 局 長	高 山 浩 之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	広 瀬 照 泰	書 記	日 比 野 丸 利 子
書 記	宇 野 伸 二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴にお越しいただきました皆様方、早朝よりありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

5件報告します。

1件目は、お手元に配付しましたとおり、12月5日、鳥居佳史君から福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書が提出され、受理をいたしました。後日議題にしたいと思います。

2件目は、瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する請願についてが11月30日に提出され、受理をいたしました。後ほど議題にしたいと思います。

続いて、2件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成29年10月分が実施されました。いずれも現金・預金及び借入金の金額などは関係帳簿の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、西濃環境整備組合議会の報告です。11月30日に同組合の平成29年第2回定例会が開催されました。

今定例会においては、まず大垣市議会の議会構成が変更されたことにより、同組合議会、川上孝浩議長と日比野芳幸副議長が組合議員を退任されたため、議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、議長に大垣市議会議長の岩井哲二組合議員が、副議長の大垣市議会副議長の横山幸司組合議員がそれぞれ当選されました。

管理者から提出された議案は2件で、条例の一部改正が1件、平成28年度決算の認定を求めものが1件です。

条例の一部改正は、西濃環境整備組合議会議員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてで、監査委員の報酬を見直すものでした。

平成28年度歳入歳出決算は、歳入の収入済額30億5,988万3,808円、歳出の支出済額29億8,874万6,381円で、歳入歳出差引残額は7,113万7,427円となり、うち基金に7,013万7,000円を

繰り入れるという内容でした。

いずれの議案も原案のとおり可決、認定されました。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告した2件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

5件目は、平成29年第4回もとす広域連合議会臨時会について、森治久君から報告を願います。

8番 森治久君。

○8番（森 治久君） おはようございます。

議席番号8番 森治久でございます。

議長より御指名をいただきましたので、平成29年第4回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告をさせていただきます。

第4回臨時会は、12月6日に1日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出された議案は5件で、内訳は、規約の一部改正1件、条例の一部改正1件、補正予算3件でございました。

規約の一部改正は、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてで、地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでした。

条例の一部改正は、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてで、平成29年の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものでした。

補正予算関係については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の3つの会計で、主に給与改定に伴う職員人件費の増額に対応する内容でした。一般会計は87万2,000円の増額、老人福祉施設特別会計では66万円の増額、介護保険特別会計では歳出で同額の増減があり、補正額としてはゼロ円でした。

提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明を受けた後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行い、いずれも質疑、討論なく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、平成29年第4回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。なお、これらの臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第62号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第62号瑞穂市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 改めまして、おはようございます。

議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、議案第62号の瑞穂市指定金融機関の指定について、若干質問をさせていただきたいと思います。

提案の内容を見てみますと、30年4月30日に指定の期限が切れるので、引き続き大垣共立銀行を指定金融機関として指定するものということで議会の議決を求めるものであるという内容になっておりますが、この内容ですとなかなかわかりにくい点がありますので、第1点目は、何がゆえに金融機関を大垣共立銀行としたのか。

それから提案理由で、30年4月30日であることからということについては、これはもう期限の問題でありまして、期限が切れれば当然その期限を更新しなければならんということで、重立った提案理由が書き込まれていないという点も含めて御答弁をいただければありがたいかと、このように思うところでございます。

とりあえずはそこまでの質問でございます。

○議長（藤橋礼治君） 会計管理者 平塚君。

○会計管理者（平塚直樹君） おはようございます。

ただいま広瀬議員から御質問をいただいた件、2点あったかと思えます。

今般の議案の内容につきまして、大垣共立銀行を指定するという議案でございますが、何がゆえにという点と、それから期限の問題であったかと思えます。その2点についてお答えをさせていただきます。

まず、市の公金の取り扱いにつきましては、市内の各金融機関に、この金融情勢が厳しい中、大変お世話になっているところでございます。また、そういった中で今般の指定につきまして、3つの観点で調べて議案を出させていただきました。

1つは、金融機関としての信頼性という点でございます。また、2点目は市に対するいろんな実績であるとか、あるいは現状というものを調べさせていただきました。また、3つ目といたしましては、地域性といいますか、歴史というか、そういった観点で調べさせていただきました。この結論というか、こういった議案に至った次第でございます。

2点目の期間、期限につきましては、これはこの瑞穂市が市制施行する際に穂積町・巢南町合併協議会がございまして、そのときの調整方針の中で、新市においては3年をめぐりに定期的に指定金融機関を見直すというふうに協議がなされてございまして、以降3年をめぐりに見直しをしてきているものでございます。

したがいまして、今回につきましてもそのように3年をめどにというところで期間を定めさせていただきますところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

ただいまはいわゆる信頼性とか、現状とか、地域性、そういうところから金融機関の指定を見直したということございまして、それはそれなりに決して間違いではありませんし、正しい検討事項の内容ではないかと思うわけですが、何が言いたいかと申しますと、昨今の世の中の動きから捉えますと、ただいまの答弁の内容は、もう3年前、6年前の、あるいは合併がなされたころからのほとんど同様の理由で御検討いただいている内容ではないかと思うわけでございます。

調べてみますと、いわゆる単独でこのように長年にわたりまして一金融機関が一地方自治体の指定金融機関として携わっている事例は、ほかにもありますが、非常に数が少ないと。いわゆる県内で見えますと、交代制をとっておところは、各務原市、可児市、関市、それから高山、多治見、土岐、羽島、飛騨、瑞浪、美濃加茂、美濃市、それから町村にありましては、安八、池田、揖斐川、大野、川辺、北方、神戸、そのような各市町ではほとんどが複数の金融機関を交代制で指定金融機関として取り扱っていると。こういう現状であります。

したがいまして、どこの指定金融機関が指定金であっても、今や昔と違いまして、その指定金に携わる事務能力、これはたとえ、失礼な言い方ですが、農協であっても現在十分こなせるという状況になっております。現にお隣の北方は、今、農協がやっております。

だから、昔流の考え方で、今までやっていただいているところをお願いすれば無難だなあとという簡単な発想ではなく、ほかの金融機関も捉え方によれば一市民ですね。ここの瑞穂市内に営業しているのであれば同等の市民であり、同等に取り扱うのが本来の姿ではないかと、こういう観点から、どこの金融機関を交代制にせよとか、そういう具体的なことは申し上げませんが、要は長年にわたって何十年と1行主義でいくことが果たしていいのか悪いのか、そういう御検討がなされていたのであろうかという疑問を呈するところでもあります。

したがいまして、今回の提案においては、今後のこともあり、今や県内の9割近くが交代制で指定金をやっておるという観点を捉えますと、当瑞穂市も交代制という方向づけをこの機に転換するべく時期が来ているのではないかと、このように思うところであります。

店舗数とか、あるいは納税の事務実績とか、そういうものは指定金にほとんど影響がありません。それから店舗数も、いわゆる指定代理とか収納代理金融機関を考えると、他の金融機関の店舗を利用すれば窓口で納税もできますし、何ら市民に不便を感じさせるわけではありません。

したがいまして、今回の指定金融機関の長年にわたる大垣共立銀行という確定的な、断定的な提案については、非常に疑問を呈すると。何ら今までの昔からの指定金融機関を継続しているその裏側には、首長たちの今までかかわってきた何らかのものが昔はあったのではないかと。今は新しい市長になられまして、全く共立銀行とのおつながりはないものと確信いたしておりますが、その辺も含めまして正当な御判断をお願いしたいということで質問をさせていただいたところであります。

何かもう一言ありましたら、担当者のほうから、担当部長、会計管理者から御答弁を願いたいと、こういうふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） それでは、平塚会計管理者。

○会計管理者（平塚直樹君） ただいまの広瀬議員からの示唆に富みました大変貴重な御意見を承りました。

私どものこの議案については、今般このとおりに出させていただきましたが、またいろいろ勉強させていただきました、いろいろ考えていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第63号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第63号瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号4番 鳥居佳史です。

瑞穂市うすずみ研修センター指定管理者の指定について質問をさせていただきます。

平成8年からこのセンターが運営されているわけですけれども、私がいただいている資料では、この直近のセンターの利用状況はわかっております。この研修センター、利用がゼロの場合もあったり、年間1回であったりという使用状況が続いている程度ですね。平成24年から平成28年まで、平成25年と27年に1回ずつ瑞穂市の人の利用がそれぞれ1回あっただけで、それ

以外はゼロであるという実績の資料がありますがけれども、平成8年、平成9年以降、このセンターの利用状況について、今わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） おはようございます。

今、平成8年以降というお話がございましたが、手持ちが平成19年度からございますので、人数でお話をさせていただきたいと思います。

平成19年度が81人、平成20年度がゼロ人、21年度が97人、22年度がゼロ人、そしてから23年度が22人で、24年度がゼロ人、25年度が60人で、26年度がゼロ人、そしてから27年度が53人で、28年度がゼロ人という状態になっています。

19年度から28年度で人数で回答させていただきました。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 今、人数でお答えいただきましたけれども、この研修センターはちょっと大きな会議室のような施設でありまして、収容人数100人ぐらい収容できる大きな部屋なんです。144平米ある。ですから、私が先ほど平成25年に1回、平成27年に1回の利用があったと。研修センターですから利用者としては団体で使われるんで、平成25年度の1回の利用で60人、平成27年では1回の利用で53人の方が利用されたということで、今、山本次長のほうから利用人数ということで報告がありました。何十人ということで。多分件数としては少ないかと思うんですね。

それで、そもそも当時の町が契約のときの趣旨として、なぜこの研修センターをつくったかと。ここに提案理由で、自然と親しみ研修できる施設を確保したいという穂積町の意向ということがあります。平成8年ですからかなり前で、自然と親しみ、町民がそういう場所を根尾に確保したいという意向だったようなんですけれども、実際の利用が今の紹介した事例のように非常に少ないということで、これ、この当初の今申し上げましたような意向、自然と親しみ、研修できる施設という趣旨に、今、沿っているかどうか、この辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 現状、今の趣旨とということでございますが、教育委員会のほうでも説明をさせていただいて状況も報告させていただいています。

そのときに、やはり大分時間がたっているんですけれども、当初の発足時は担当の生涯学習課としても教育委員会のほうでもPR活動とか多くやってきたわけなんです。それがやっぱり形骸化してきているということがあって、昨今の方々がやっぱりこの施設そのものを余り知らないのではないかということもございます。

やはり教育委員会の中でもPRをもっとしてやるべきだったという御意見も厳しくいただいております。それを振り返りますと、やはりバスの運行状況だとか、こういう施設があつて利用できますよだとかということもいろんな団体さんに説明するべきだったかなということをしていう点では思っています。

ですから、研修の目的ではあるんですけども、なかなか会議室だけで、あと余り、周りに山なんですよね。それで具体的な、例えば団体さんが行ったときに有効な活用ができるとなかなか使いづらいという状況もあったというのも事実なんです。その点もございまして、伸びなかったというのも現実としてはありますけれども、施設の会議をするという割と特化したところが今までの研修をとるところでもあった、自然をとるところもあったんですけども、なかなか使いづらかったというところはあると思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） そうですね、市民の皆さんがどれほど知っているかという認知度は確かにおっしゃるとおりで、ちょっと別の視点で、このうすずみ温泉までの無料シャトルバスがアクアウォーク、瑞穂市役所、モレラを經由して走っていますね。これの利用状況というのはわかりますか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 私どもでは詳細にバスをどのくらい使っているかというところは把握しておりませんので、今ぱっとお答えすることはちょっとできない状態でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 言いたいことは、なかなか利用がされていないこの研修センターを瑞穂市が持ち続けることについての検討をされているかと思うんですけども、ただ今回の提案では指定管理者がかかわることでの議案ですけれども、執行部として一応継続するという意思のもとでこの議案が出ているということですから、所有し続ける理由をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 基本的にまず38年までという大前提があるんですけども、時代とともにまた状況は変わってきています。それで、今回は本巢市さんのほうが指定管理者をかえてくるということがございますので、その一部を瑞穂市が持っておりますから歩調を合わせてということで更新の継続をさせていただくわけなんです。今までも本巢市さんと協議させていただいて、今後は財産処分の件、うすずみ研修センターの分に関しても別段今後に関しては、その後、契約更新した後は聞く耳持たんというわけではございませんので、またその件につい

て協議させていただいて、センターを無償で渡すのかとか、その処分に関して協議をするということではありますので、時代とともにまた考えていかなきゃいけないと思っておりますので、全くそのままずっとまた継続していくということではなくて、考え方をやっぱりいろいろと詰めていくということはあると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） ここに契約に際しての協定書がありまして、確かに30年間ということであつておりますけれども、これって協議の上、中途解約をすることは可能なんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） それは本巢市さんのほうとまた協議をさせていただいて、本巢市さんの議会のほうもありますから、その辺は慎重にお話をさせていただいて、それはできないことではないと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） ぜひ、その協議ができるということで協議していただきたいと思ひますけれども、今回新たに指定管理者が、前回説明ではスポーツ系を中心に指定管理者さんが新しいことをやろうとされているということではお伺ひしておりますけれども、もし所有し続けるのであれば、スポーツ系ということで、それでもって私どもには朝日大学というリーダーがいるので、そういうところとの協議も含めて、もし所有するのであれば、積極的に何か動く必要はあるかと思ひますけれども、ただ多分、本巢市さんもあれだけの100平米以上の空間を大きな研修所として持っているよりも、ひょっとしてほかの用途として転用して、その指定管理者の運用の中で利用したいということが出てくるかもわからない。その辺を、先ほど次長の話で、協議の中で詰めていただいて、持つことが本当にいいのかどうかというのを、これはしっかりと議論して結論を出したほうがいいと思ひますので、先ほどから言っているように協議をするということを十分に内容を詰めていただいて、はっきりと結論を出したほうがいいと思ひます。何となく持っているということは、これは後々いずれ決断をしなきゃいけないときが来るので、そのときよりも早いほうがいいというふうに思われるのがありますので、それをお願ひしたいと思ひます。答弁は要らないです。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第64号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第64号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第65号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第65号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

議案第65号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてということで質問をさせていただきます。

実は先般、平成30年度に向けた組織改革案ということで組織図案と、そうしましてその考え方、その大義ということで議員の皆様方にも資料をお配りされておきまして、その中で、要するに組織が7部署変更ということで私もいただきまして、大義は、何か事を起こす場合にはその大義がなくては何もできません。それはわかるわけでございますが、私は今回あえてこのタイミングで組織を変更するだけの意義があるかなあというふうに感じたわけでございます。

組織というものは、その組織変更というものを考えられるのは、一般の会社であれば社長でございます。国におきまして、こういう地方公共団体におきまして、これはたまたま我々の市でありますと、棚橋市長の思考が十分反映されておるというふうに思うわけでございます。

それで、きょう18、19日の一般質問の議員の方々の質問事項を見ておきますと、私も一般質問でこの組織変更案につきまして質問をさせていただきますし、またトップバッターでございます若園五朗議員も質問されるということで、余り細部のことにつきまして質問するのはいかがということで概略的なことだけちょっと、私自身も考えがございますもんですから、それをこの場でちょっとお話をさせていただきますと、市長から今回変更するだけの理由はどういう理由があったかということもお聞きいたしまして、また一般質問の内容もいろいろ考えてみた

いというふうに思っておるわけでございます。

私ごとで大変恐縮でございますが、私、民間の会社におりましたときに、組織と予算編成の担当の部署で勤務をしておったわけでございます。そういう意味からいたしまして、この組織に関しましては非常に興味があるわけでございます。

私が組織変更をするときになぶる場合に、アメリカの経営学者のチェスター・バーナードさんという方が、要するにこれは組織論の第一人者でございます。これはアメリカのたばこ産業のたしか経営者だと思います。その中に3つの条件というのがあるということなんですよね。これは我々もよく理解をして組織編成をなぶったわけでございます。

その1つは、共通の目的を持っているということですよ。それから2つ目には、お互いに協力する意思を持っているということ。それから3つ目には、円滑なコミュニケーションをつくるということですよ。これが組織で一番大事なことなんですよね。

それで、企業におかれましても新任の社長というのは、一番最初になぶるのが組織なんですよ。組織を一番なぶりたがるんですよ。

これは市長からまた御答弁いただくんですけど、組織をなぶるということは人事もなぶるということ。それはトップの専決事項なんですよね。それにも功罪があるんですよ。うまくいく場合と悪くいく場合と。その目的がはっきりしておれば、それが要するに、ちょっと会社の環境下でお話しさせていただきます。それが末端まで、そのトップの意思が一本の糸のように全部網羅されておればいいんですけど、その中で半分以上が反発だったら組織というものはうまくいきません。それはまた業績にも影響します。だから、私は組織というものは、なぶるということは非常に危険があると思うんですよ。ですから、誰しも先ほど言いましたように、組織をなぶりたがるんですよ、トップというものは。けど、そこをいかに自重して、まだほかに切り口があるんじゃないかなあと。そういう見方も一つあるということで、これ、決して悪いとは言っておりません。

たまたま今回の組織の中でも、防災とか消防とかそういうものは企画部のほうに今度に行くということですよ。

先日、8月7日に大月多目的広場で操法大会がございましたね。皆様も御出席で、そのときにたまたま大臣さんが見えましたけど、あれ、何大臣さんですかね、見えたのは。

[発言する者あり]

○6番(杉原克巳君) 総務大臣ですよ。それで、国家の組織でいくと、総務省なんですよ。それで民間の会社でいくと、総務部なんですよ。それから、私、地方自治体の組織でも総務部が一番合っていると思うんですよ。ですから、私、今回の企画部というのはちょっと違和感を感じるところです。皆様方はどういうふう感じておられるかわかりませんが。

そこら辺のことも、当然、若園議員も私も事前通告しておりますから、いろいろ個々の組織

につきまして一般質問で市長に、これは市長ですからね、市長と副市長。このトップのお二人の方に御答弁をいただかないと、ちょっとまずいですよ。やはりこれは一般の市民の方もそういうふう感じておられますから、ですから、そういうことでちょっときついようなことを言いますが、そういうことで個々の組織の再編につきましては、また一般質問の席上で私のほうから質問をさせていただきますから、市長のほうにも通告で行っておりますから、ちゃんとそこら辺はガードしてみえると思いますから。

私は決してだめとは言っておるわけじゃないですよ。

だから、皆さんに納得のしていただける組織づくりということが大事なんです。ですから、組織というのは非常に難しいんですよ。ですから先ほど言いましたように、組織によってその地方自治体の行政も変わってくるし、またモラルにも影響してきますし、職員の。ですからそういう点では、私は軽々しくやるべきものではないというふうに、一般論で申し上げます。

市長はそういう確固たる信念を持って、30年度は組織をなぶるということですから、それはそれでは私は十分だと思いますけど、私は一般論として申し上げております。

ですから、そこら辺を十分お含みおきいただきまして、きょうのところは答弁は結構です。今度の一般質問で若園議員も私も困っちゃいますから。もしあれでしたら、質問に答えてもらったほうがいいですか。

そうしたらお考え方だけで、個々のことにつきましては結構ですから、どういう思想のもとに今回の組織編成をされたかというところだけ御質問にお答えをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） どうも皆さんありがとうございます。

まずは一番最初に、こういったことをしたがつているからということでは一切ございません。

ちょうど平成15年、巢南町、そして穂積町が合併しまして15年ですね。ちょうど義務教育が終わるのもやはり中学の3年生、15歳でございます。そんな中からも本当にやはりこの2年間ずうっと考えてまいりました。特に、昨年、今回の予算の名目、またどのようなことを考えて平成29年度の予算をつくるかというときにも、やはり市民の皆様が健康で幸せを感じ、家族を育める、また家族を育む活力ある瑞穂市をつくりたいというところで予算編成をしたわけでございますが、その中でずうっといろんな健康診断、これが延べ人数で、福祉部長も努力してくれまして7,000名の方々に、もちろん歯の治療も含んででございますが、延べで7,000名の方々に何かやっていただきたいというところでいろいろやっていただきました。その中で一番気になりましたのは、まず亡くなる方々が毎年40名ずつふえてきているということ。それから、がん検診の中で、本当に物すごく苦になる再検診というクレーム、クレームという言葉は言っていないのかどうか、やはりもう一度再検診してくださいという方の検診の答えがいっぱい来てお

ります。これは本当に驚くぐらいです。特に女性の乳がんに関しましては、かなりの人数の再検診されたほうがいいですよと、もう一度精査をお願いしますというようなマークがあります。本当に個人名は一切答えられません、そこに脅威を感じております。

それと、いつまでたっても穂積と巢南と何のかんの壁がある。せんだって本当に自分自身でもあれっと思いましたが、ある学校で避難所訓練をやりました。そのときにせんだっての台風のこと御報告申し上げました。意外と皆さんもう以前の被害を忘れちゃっているから、地域が違うからということさらっと、それと同時に時間が、私たち、寝ておったから知らんよと。本当にさらっと言う状態。まさに本当に危機管理ってどこにあったのか。それとちょうど私たちが消防団の方々からこんなことがありました。もちろん熱いものを持ってきてくれよということは当然のことで、私たちのそれだけの危機管理能力がなかったと思いますが、その後ちょっと雨が落ちついたときに、まあ、あした仕事があるで帰らせてのということが出てきました。そういった判断、それと同時にちょうどそのときが雨は上がりました。小康状態になりました。ところが、皆さんに以前写真を見ていただいたと思いますが、その北側に南北に抜ける道がございます。ちょうど一番水のたまった森の地域でございます。犀川と道路には3本のフェンスがございます。ところが、そこから北に上がる道にはふだんでしたら1メートルの溝があります。ところが、のり面まで水につかっちゃいましたら、正直言ってそれが3メートル弱の幅になります。それと道路と全く境目が見えません。そんな中であって、それじゃあとということで228センチ、これが230センチで避難せないかんよということになります。2センチです。でも、そうしたらどういう避難をしてもらったらいいのか。まさに危機管理、これがすごく大事だし、それと同時にやはり輪中の心、やはりあります。そんな中であって、みんなのツールの中で仲よくなれるツール、幾つかあると思います。例えば富有柿の発祥の地である。それからまた中山道は両方に通っております。輪中を乗り越えていっているんです。そういったさまざまな部分、掘り起こしをしながら、義務教育が終わった瑞穂市、これから高校に入るわけです。そのステップのための私は組織の改革、そういった気持ちで今回提案させていただいております。

また、さらに詳しいこと、なぜこういうふうなのかということがございましたら、また御説明に上がりたいと思います。

基本的にはその理念でございます。どうかよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 市長の今の御答弁の中で、組織の直接的なその背景であるお考え方というのは十分私もよくわかっておるんですけど、組織、例えば今の消防とか防災とかそういうものについて、私は従来であれば総務部でいいんじゃないかなあと、それから別に企画部に持つ

ていく必要はないんじゃないかな。ということはどういうことかといいますと、政策推進というものは、私は今回の組織でも企画部の中で総合政策とか、あと財政関係、これはもう要するにデイリーの業務に携わるじゃなくて、要するに政策的なもの、そういうものは企画部の範疇のカテゴリーの中でいいと思うんですよね。ですから、僕も今、組織論のほうに入っていっちゃいますけど、今市長からお答えいただきましたものとちょっと土俵が違うところでお話しさせていただくんですけど、あとはデイリー的な業務というものはやはり総務部のほうが、要するに先ほどから言いましたように、一般の皆さんも、一般観念的、社会通念上からいっても私は違和感がないんじゃないかなあとということで、その純粹の組織論のほうのお答えをいただきたい。その背景、お考えのそういうところであればよくわかります。市長は市長の思いがあります。私は私の思いで、だからそこで疑問が生じてくるわけなんです。ですからそこら辺で今、同じ土俵でちょっとお話をされていないもので、それは私の質問の仕方がどうかわかりませんが、そういう意味で、私は、今回この組織の改編については純粹な組織論で、要するにお話をさせていただきたいなあとというふうに思っておるわけです。

これはこれでよくわかりました。それはもうこれできょうの御回答ということで私は理解しておりますから結構でございます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第65号、組織変更に伴う条例の制定について質疑をいたします。

大変質疑が活発になったのはいいんですけど、答えは要りませんという質疑では、前もあつたんですけど、ちょっと本来の議会、本会議場の総括質疑の枠から外れているので、私たち議員も注意しなきゃいけないと思いました。

大義はと聞かれたのに、細かいことを言い出す答弁というのもどうなんでしょうか。大義はここの資料65-11に8行書いてありますよね。私は本当にこのとおりだと思います。このとおりといってもちょっと読まないといけません、傍聴者の方にもですから。

ここの8行に、これが理由だと思うんですけど、組織変更した大義はこれだと思うんですね。これ、市長の名前で提案されたこの議案第65号の理由がここに書かれているわけですから、市長はこれを言うんだろうなと思ったら全然違うことを言ったので、よくわかんなかったんですけど、確認したいと思います。

8行全部読みません。大事だと思うところだけ読みますが、平成28年度から第2次総合計画がスタートしています。市民と行政が一体となった魅力あるまちづくりを進めるため、平成30年度からの組織改革案をまとめましたと。

議会の議論を、最近の議論、ここ数年の議論を聞いていると、もう組織改革をしないと追いつかない状況になっていますね。その最大は、市民協働を扱うというのが事務分掌でどこにもない。課の名前にしなくてもいいんですけど、私はそう思っていますが、市民協働という名前すら事務分掌にないんですよ、どこにも出てこない、1冊。そういう中で、第1次総合計画のメインテーマは市民協働だし、そして先般私たちが議決しました行政改革大綱、あれも市民協働ですよ。それなのに、事務分掌のどこにも市民協働がないというのは、ほかの議員さんからも市民協働課をつくるべきだという案も出たぐらいで、これはもう組織改革しないことには追いつかないわけですよ、瑞穂市のまちづくりは。メインテーマをやるところがどこにもないんですから。という理由が資料65-11に書いてありましたので、私は腑に落ちましたけれど、いかにも遅いですよ。第1次総合計画って合併以来ですから。もうそれから15年たっているわけですから、15年たって平成30年度から始めますというのは一体どういうことと。ただ、私は瑞穂市をずうっと見ていて、こんなもんなんだなど。今からでもやってもらわなきゃならない。大変遅まき遅まき遅まきながら、瑞穂市はようやく気がついたのかと思っていますので、市長は別の思いがあるのか、ちょっと今の答弁を聞いているとよくわかりませんが、それが資料11は別の人が書いて、これは目を通していないのか全然わかりませんが、私、ほかに聞きたいことをちゃんと用意してあるんですが、まず1点、これでいいですかと。組織改革する大きな大義というか理由、第1の理由、大きい理由はこれでよろしいんですかと、これを確認したいです。これは言うつもりはなかったんですけど、議論を聞いていて、余りにわけがわからないもんですから、ちょっと確認させてください。

それから、本来私が質問したかったことを申し上げますが、この組織改革でほぼ改革案について理由は出ているんですが、1カ所、福祉部を健康福祉部と変えると、これについて理由が書いてないんですよ。ほかのはほぼですが、こういう理由でこう変えますと書いてあるんですが、これは全く書いてない。こう変えますということしか書いてない。さっき、広瀬武雄議員が指定銀行について理由が書いてないということを言いましたが、前からずうっと言っていますが、提案するときにはきちんと理由を書きたくていいということ、福祉部を健康福祉部にする理由を確認したいと思います。私なりに調べてはありますが、2点よろしいでしょうか。

ここに来て、ようやくようやくようやく市民協働のまちづくりに沿った組織改革だと私はこれを受けとめましたけど、この理由を。合併後15年たってから第1次総合計画のメインテーマに沿った組織改革によりやくすることになったのかというその確認と、もう一つ、福祉部に健康をつけた健康福祉部、この理由。この2点をお願いします。

以下、自席でお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

今回の組織改編の大きな大義ということでございますが、まさに先ほど御質問にあった防災、そしてから市民協働というふうに考えております。ちょっと遅まきながらということがございますが、防災につきましては消防というよりはやはり防災ということで、今現在かなり整備はされつつありますが、大きな地震とか大雨の場合にどうするかということで、他の市町ではどちらかというところと危機管理ということで市長とか知事部局の一番上位に位置づけをして、とにかく市民の安全な暮らしを守ろうという位置づけが多くまちでありました。それを目標にして、やはり防災というのは大事だろうということで他の市町村を大体見てみますと、どちらかといいますと、市長に一番近いところにみんな移したと。そしてから市民の安全・安心を守ることがございますので、今回もちょっと遅まきながらでございますが、防災ということが一つございます。

そしてもう一つ、市民協働、この市民協働につきましてもちょっと遅まきながらということもございますけれども、やはり瑞穂市の中で市民協働を進めると。やっぱり皆さんの御理解をいただくということになりますと、どのように進めていくかということはずうっと考えてきておった中で、今回のような提案としておりますので、やっぱり皆さんのいろんな力をかりるには防災とか福祉ということで何とかいい方法はないのかなあと、そして市民協働という言葉はやっぱり少しでも入れていかないとということがございまして、みんなの意見でまとめたところがございます。

また、健康福祉ということでございますが、これも福祉健康か健康福祉かということがありますが、皆さんが健康で長生きをしてほしいと。健康寿命を少しでも延ばしていい暮らしをしていただきたいという意味を持って、最終的にはこれもいろいろ議論をした中でございますが、健康福祉ということで進めていくところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 1つ目の組織改革をする理由、大体わかりました。防災と市民協働。

それで個々の7項目の変更点の個々については私もかなりここでおさまるのかなという疑問はあります。けれど、瑞穂市の沈滞していたというか、余り動かなかった今までの歴史的な状況から見ると、ここから始めるしかないんじゃないかと思っています。そしてまた見直していけばいいと、個々については。遅まきながら始めたことだけでも私は評価したいと思うので、この変更案そのものはいいです。

それから、健康福祉部の話ですが、最初に私、ちょっと間違えたようで、福祉にどうして健康をつけるんだろうと思ったんです。要するに福祉の対象というのは健康じゃない人と大ざっ

ばに言って思っていると思うんです。ですから、非常に健康福祉部という名前には違和感がありました。けれども、ネットで調べてみると、これは健康福祉部、健康福祉局、健康福祉課というのがぞろぞろ出てまいりまして、そのどれもが健康推進課みたいなものですね、このね。福祉部の中に健康推進課がありますが、健康推進課的な内容と、それから例えば福祉生活課的な福祉と両方持っているのが健康福祉部という理由なんですね。健康とプラス福祉が名前がついているところは。この解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 御意見いただいたような方向で進んでいく予定でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） 私の最初の違和感というのは間違っていたということがよくわかりました。くれぐれも福祉というのは、弱者、非常にさまざま非健康的というか、それを抱えた人のために福祉なので、福祉と健康は別々のものだと、本来はね。両方あるから、企画財政みたいなもんですね、企画と財政があるということで、福祉については一般質問でしますが、福祉も大変おこなっていますので、健康的な生活が送れない人たちにストレスを与えるような部であってはいけないと思って質問をいたしました。以上です。終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番の鳥居佳史です。

同じく組織変更について質問させていただきます。

個々の質問をする前に、今、議員さんが質問しましたなぜかという部分で、私はここに書いてあります8行の部分についてちょっと質問します。その大頭に、瑞穂市第2次総合計画の重点施策を踏まえた組織体系を確立すると。どのような重点施策をどのように踏まえたかをお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えいたします。

現在、瑞穂市第2次総合計画には重点施策が掲げられております。そういった中で、治水・防災という項目がございます。また、防犯・交通安全ということで、安全で安心して暮らせるまちというところがございます。そういった治水・防災、防犯・交通安全ということを知りやすく表現できるような課というようなことで、その部分を推し進めるということが1つでございますし、また協働というところがございます。ここにつきましても課名のどこの課か、どこの部かというところが非常にわかりにくいところもございます。そういったところを市民

協働安全課というところで今回課名としてつけたわけですが、そういった中での市民の参画、あるいは参画機会の充実、まちづくりの担い手育成、治水・防災、防犯・交通安全の推進というようなことで考え、中心となる企画・総務部分についての改編の中心的なところとなっております。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） その答弁は先ほど副市長も答弁されていたのでわかります。であれば、その趣旨をこの中に織り込むべきですね。重点施策を踏まえた組織体系を確立します。その次に8行書いてありますけれども、今言ったようなことを書いていただいたほうがなぜかというのはよくわかりますね。

それで、防災、安全を強調されています。それと今回、市民協働安全課、これが一緒になっているところが、この理由がそれほど防災と安全をメインに、重点的に考えておられるのであれば、なぜ単独に安全課というのを設けないんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） そういったところも途中は考えたわけですが、やはり部、あるいは課というバランス、あるいは課となりますとやはり大体10人ぐらいの規模とか、係ですと5人とか、そういった少人数での課というのは非常に難しいところがございます、そういったことも踏まえて、まずはそういった10人規模的な課を考えての市民協働安全課と。組織として成り立つにはやはりそれぐらいの人数の部分が必要であるというところを考えるとそういうことでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 従来、総務部で今おっしゃったことをやってきたわけですよ。それを重点施策で今回特にあえて組織をつくって防災と安全をやるというふうに言っているのであれば、つくるべきじゃないかと。でなければ、今のままで総務課の中で強化するという方法もあるかと思えます。特に私が言いたいのは、この市民協働と安全課が一緒というのは全く理由はわかりません。市民協働ということについて、まちづくり基本条例で目的がこの協働というのは、市民参画による協働のまちづくりなんです。市民参画というのがあって、その上で協働をするということなんです。この市民参画ということはどういうことかという、これはまちづくり基本条例にきっちりうたってあることですが、参画とは、市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任を持って主体的に参画し、かつ、行動すること。大事なことは、まちづくりの方針及び企画の立案からというこのソフトの

部分に市民が一緒になって入るということが参画ということなんです。これが今までなかなかできていなかったということでこのまちづくり基本条例ができて、これを進めていこうという大きな趣旨なんですね。

それで、今回、市民協働課をつくるということは、この部分を率先してやろうということですから、これは非常にこれからの瑞穂市の行政に対して大事なことで、大いに進めていただきたいことですが、このやるべきことはたくさんあります。ですから、この市民参画で1つの課で、私は十分、単独でこの課をつくるべきだと思います。

安全課については、今言ったような趣旨で重点施策でぜひこれをきちっとやるのであれば、単独でつくるべきだと思いますけれども、いかがですか。市長、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まずもって今回の中で市民協働をどうやって進めるかということが一番の課題だと思います。市民協働の中には、今、鳥居議員が言われた中で、やっぱり市民の皆さんに参画をしてもらわないかん。参画ということは計画段階からということでございますので、それが今すぐできるかといいますと、ことしも総務課のほうで地域のほうにどんどん出かけるということで、総務、それから福祉、生涯学習、そして土地の関係などもありますのでということでいろんな課が各校区へ出向いて説明を仕掛けるということで進めてきましたけれども、やはり皆さんの協力を得るにはどのように進めるかといった中で、市民協働、確かに仕事は幾つかありますけれども、皆さんに協力してもらわないかんということで第1段階ということで、今回は防災とか福祉を中心に含めがてら、いろいろ地域の中の人の力をまたかりようということでこうしてまとめたものでございます。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 地域の力をかりる。表現としては市民協働というのは、先ほど言いましたように、これから必要なことは市民参画なんですね。今の安全、防災、これは市民の方の生活の基盤です。本当に基盤です。そういう意味で、総務課で今まで対応されてきたと。市民の生活を守るということと、市民参画による協働のまちづくりというのは違うんですね。市民の生活を守る中に、確かに地域の地元のコミュニティーの常在というのはありますけれども、これはこれで安全を守るという部分をやはり特化して地域コミュニティーという部分はまちづくりの中にありますけれども、生活を守るという部分が防災、安全という視点で考えるならば、やはりこれは分けて市民協働という趣旨を明確にするという意味では、この安全課はやっぱり分けないと、この市民協働安全課そのもののやるべきことが曖昧になるというか、そう思いますね。どちらかという、安全課の仕事ばかりやるというふうになってしまうかという危惧を持ちます。

市民協働の趣旨は、先ほど言いましたように、市民参画なんです。ぜひこの辺はもう一度見直していただきたいと思えますけれども、見直していただきたいということでとどめておきます。

もう一つ、商工農政観光課、この観光課をつけました。市長の答弁ですと、中山道のこととか言っておられますけれども、瑞穂市が観光課と名乗って、皆さんに来ていただくという、これからそういうふうにしたいという気持ちはわからなくてもいいですけども、皆さんが来ていただくにはまだまだ整っていない。もし市長が観光課を入れるということであれば、具体的にまずどういうことから始めるとお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 観光のほうでございしますが、率直に申しまして、観光の掘り起こしから始めたいと思っております。今現在、本当にどこかに眠っている宝もあると思えます。例えばせんだって和宮の御遺徳をしのぶ会がございました。そのときに、その前の段階では議員の皆様方ほとんどが観光といったって何があるんやというような、ブログの中でもそういったお言葉がありました。ところが、そのときに参加された議員の方々から、遺徳をしのぶということだけでなしに、もっと前向きに観光も考えてみたらどうかというブログもございました。私は1つずつ見つけ出していきたいと思えます。そういった意味から、これから掘り起こしたい、また見つけ出したいと思っております。そういったところから始めていくつもりでございします。どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 相変わらず掘り起こしですか。観光課をつくるのであれば、もっとこうするんだと、この部分で観光をと言っていたいただきたいと思えますけれども、あえて観光課をつくる必要が今の段階であるのかどうか私は疑問に思えますけれども。

まとめて言いますと、今回の組織変更は、趣旨からして言葉の上ではさまざまな行政課題を解決し、市民と行政が一体となった魅力ある、どうも言葉だけがきれいになっていて、実際に何をしたいかという部分が、先ほど防災と安全と市民協働とおっしゃいました。なかなかその言葉の上っ面の部分に対して実際にやりたいことの組織の内容が一致していないように思えますので、私はこれをもう少し検討すべき内容だなという意見を言わせてもらいまして、質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、質疑をしたいと思います。

議案第65号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。今までに各議員からいろいろと御質疑等をしております。それを踏まえて質問をいたします。今回の改正は、総務部と企画部の分掌事務の変更が主な点であり、秘書広報課を廃止、市民協働安全課を新設し、部や課といった数はふえることもなく減ることもございません。

第2次総合計画に位置づけている市民協働課に防災、消防団員の確保とか災害に強い住環境の整備といった防災を加えた市民協働安全課とただけである。その関係から、総務部と企画部の事務分掌を入れかえ、現在のこの穂積庁舎におさまるように人員を配分しただけというふうに考えられます。

議会でも、前議会のように市民協働課の設置の質問がございました。これだけの変更をするのに随分時間がかかっております。前堀市長のときにも市民協働課、安全管理室のような提案もございました。今回、この組織変更はどのように進められてきたのか、その方針と経緯について質問いたします。

以下については自席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

どのように進められたかという御質問かと思えます。

組織のほうにつきましては、昨年度から職員の皆さんに一応意見ということで組織についての御意見をいただき、そしてそれを一応まとめまして部長会に素案として提出し、またまとめ上げた御意見のまずはまとめを、第1段階としては部長会で御説明をしたというところでございます。昨年はそういった状況でございます。

また、今年度に入りまして、そういった案に基づきまして、今度は課と部というようなことの案を御提示させていただき、部長会に諮り意見を伺ったところでございます。

最終的には、市長さんの考えを含め最終的な詰めを行い、現在の案となったところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 企画部長からお話ございましたけれども、これは昨年のころからそういった職員等についてもあれですけれども、職員から意見を聞き進めていたという割には今回の議会への中間報告や組織再編成の方針など、こういうものについては一切今日まで説明はなかったのではないのでしょうか。

そして、常々副市長は言っておられるんですけども、やっぱり前もって資料を提出したり、説明をすると、こういうような言葉を言われております。行動と言葉が乖離しておるとい

とでございます。

この平成29年の第3回の9月議会においても、総括質疑では、企画部長からは組織の変更については現在進んでいないという答弁があったかと思うと、他方、一般質問では、副市長からは組織の再編ができていくという、最終調整にあると。皆さんに相談したいというふうに答弁をされておりました。こういうかみ合わない答弁では、組織の再編は一体誰が進めてきたのか大変不思議に思うわけでございます。

この組織変更の案は、市長のトップダウンという話も一部聞こえてきておりますけれども、これは市長のトップダウンで行ったものか確認をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 先ほど企画部長から、去年皆さんの意見を聞いて、そしてから今年度どのようにするかということで進めてきたという順番でございます。

それで、現在の組織についても堀市長さんになられる当時だと思いますけれども、いろいろ議論を進めてきて、教育委員会もかなり細分化してきました。都市整備や環境についてもいろんな御意見がありましたが、おおむね出てきたことは、事務をるところと設計や何かをやるところとはちょっと分けようとかいろんな部分が都市整備とか環境水道部でもありましたけれども、まだ今は時期尚早だろうと。

今回、教育委員会のほうでは、少し工事を教育総務課のほうに1カ所にまとめようというのがございましたが、今現在の組織そのものがいろいろ研究されて、今の5万5,000人のまちとしては何とかやっけていける状況にあるということで、いろんな意見がありながら、特に今直さなきゃいけないという部分は他の部分にはなかったように思っております。

まだまだこれから小さな見直しなどはお世話にならないか部分があるかとは思いますが、そんな中でやっぱり出てきたのが防災、やっぱりしっかりしないといかんだらう。そしてから市民協働をどうやって進めるかと。それが一番の課題でございました。

少し遅まきながらという部分がございますけれども、そうした部分が中心でございましたけれども、先ほど鳥居議員でもありましたが、市民協働をどうやって進めるかと。私、先ほど地域のと言いましたけれども、やっぱりその中にも今後新しいまちづくりを進める担い手をきちんとつくり上げていく必要があるかということで、市民協働というのはやっぱり必要だよということで総務や企画を中心にしているいろんな話し合いを何度も進めてきたというのが流れでございます。

そんな中でおおむねまとめて、あと市長さんのいろんな御意見をまたいただいた今回の組織改革となっておりますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 組織変更についてはトップダウンではないというふうには考えますが、この昨年から部長会等で何回か協議されているという話もあります。そして、職員からもたくさんの意見や提案があったということでございますけれども、そういったものについて、例えば部長会でどんなような意見があったか、そういったものについてお話を聞きたいというふうに思っていますけど、どのような意見が出ておったのか、組織変更に伴う部長会の中で。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 執行部から答弁がないということは、これは確実なるトップダウンだというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 各課の意見につきましては、今回の案の中にも組み込まれている部分がございますし、例えば福祉部にあつては健康福祉部にしたいというような意見やら、あるいは財務関係について、財政については管財情報課と一緒にどうかというような意見が組み込まれているところでございます。それ以外には、大きくは、今、係制と申しますか、そういった係長制度というものはしていませんけど、そういったものは一度考えたらどうかというような意見やら、それぞれ各課において意見が出されております。それを一個一個というわけにもなかなかいかないのが全てを組み込むということは現実問題としては難しいという中で種々選択と申しますか、その中でどうしてもやっつけなければならぬというようなものを今回の組織案の中に組み込まれているというふうに御理解を願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 余り部長会の中で話が出なかったというふうに解釈をしておきます。

そして、やはり職員からたくさんのこういった提案というものがあつたと思うんですね。その意見に対しての回答もなくもう一方的に進められてきたというふうに考えておりますし、そのように聞こえてきております。

やはり現在の市長、副市長に対しての職員の不満というのが出ておるということが確実でありますね。例えば障害のある職員の申し出がないにもかかわらず、本人の承諾も得ずして障害者雇用数に含めているという相談がありました。また、人事異動についても不満が出ているようでございます。人事異動により心身の病気になり休職している者、あるいはストレスにより脱毛などになっている職員、また人事異動に不満があり、直接訴えたらまともに話も聞いてもらえず退職をした今年度途中でやめられた方もあります。また、昇給・昇格については、これも聞こえてきておりますけれども、旧穂積の職員ばかりであると。瑞穂市以外の市外から来て

いる職員にも優遇されていると。片や旧巢南町職員の不満が本当に大きく聞こえてきております。この原因は、意見が合わない、考えが違う職員を人事異動で遠ざけることがこのような不満を引き起こしている原因と聞こえてくるのであります。

要するに、はっきり言って、副市長の仲間内で行っているふうにすぎないというふうに思います。

これらの職員は表面に出している職員であり、直接言えない職員は私のところにも文書が送られてきました。これは11月17日に受領しました。内容は、時間外勤務の手当の支払いがなされていないことや、待遇面のことが書いてあります。この時間外勤務の対価が支払われていないなら、これは大問題になりますよ。この投書に書かれていることが本当であるのか、早急に調べて報告されるべきであるというふうに思います。重要な問題であります。回答は文書に書いてありましたね、12月12日になっておりますが、全職員にオープンに、そして議員や市民にも公開すべきと考えます。

このようにアクションを起こす職員もいます。不満があるが我慢している職員も多くあると思います。これらは誰の不満でしょうか。時間外勤務の手当の未払いやボランティア出勤、宿直など待遇改善は旧態依然からのことではありますが、今さらながら持ち出して投書をするという事は、間違いなく現体制への大きな不満があり、あふれている証拠ではないでしょうか。

少し本題から外れましたけれども、今回の組織変更も職員からは多くの意見や提案があったが、副市長の単独で進められたと、このように思います。どんな意見を言っても何も聞かないと言われておりますが、市長ではなく、副市長のトップダウンの組織変更ではないでしょうか、どうぞ。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、いろいろ御意見がありましたが、以前から時間外はできるだけとか、いろんなボランティアとかいろんな制度についてできる限り見直しをするということですから来ておりますので、そんなような御意見もあろうかと思えますけれども、できる限り職員の働き方改革ということで前向きに考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） では、続いて市長さんにお尋ねするんですけども、市長が選挙で市民に公約したものがございます。これはこども青年未来部、これはどうなったのでしょうか。どうしてみずからが約束したことが実行できないのか。これでいいとお考えでございますか。私は、公約でも相手があることならこれは無理なことかもしれません、例えば高校の誘致の話もされております。これは約束してから、当初から相当無理なことではないかというふうに思います。しかし、この組織変更というものは、市長ならばその気があれば確実にできるんです

よ。市民と約束したことがこのようにできるにかかわらず行わない、やらない、しないということ、守らないということはどう考えているのか。どうしてやらないのか。こども青年未来部、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） こども青年未来部でございますね。前にも一度御質問にお答えしたと思いますが、特にここ最近、岐阜市との中枢都市圏の問題、それから子ども食堂、それから家ぐるみで子供さんを何とか放課後児童クラブできないかというものも含みまして、教育長ともいろいろ相談してございます。最終的にはとにかくまたやりとうございます。ですから決して諦めたわけじゃございません。岐阜市と今回いろんな意味での提携の中にもありまして、そういったことを岐阜市は率先してやっておられますので、そこから学びながら何とかやっていきたいと思っております。決して諦めたわけでもございません。もう少し時間をいただきまして、とにかくやらなきゃいけないぐらいやはり社会のほうはそういったふうに変化してきております。そういったところに手が差し伸べられるような、そんな部署が必要だということは認識しておりますので、いましばらくお時間をいただきたいのと、私たちのほうでももう少ししっかりと学びと、そして情報を集める、これをやっていきたいと思っております。どうぞそのように御理解ください。お願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） やはりこの組織変更というのは、副市長の考えが大きいというふうに解釈をせざるを得ないというふうに思います。

最後にお聞きしますけれども、今回のこの組織の変更で、変更前より機能的な行政組織となり、市民にとって利便性や市民サービスの向上が図られ、職員の士気も高まるとお考えであるのか。お考えであるなら、どの点が機能的で、住民サービスが向上し、どのような職員の士気も高まるとお考えなのか質問いたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直に申しまして、皆様よく御存じなように、まず職員の方々に対して働き方改革、これは本当に喫緊の課題になっておると思います。私自身もここ2日ほど、正直申しまして、ちょっと体調を崩しておりました関係上、定時よりちょっと過ぎたぐらいで私、帰らせてもらっていたんですが、でも本当にその間もこうこうと電気がついている。本当に自分自身で後ろ髪を引かれるような思いではございます。そんな中であって、きょうも実は互助会のほうの年度最後の忘年会と申しますか、みんなが集まってくれる会がありますので、そこでも本当に職員の方々に私はもうはっきり働き方改革、このことについてみんなとちょっとやっついこうやというところで提言させてもらおうつもりです。本当にこの中でも、例えばい

ろんな芸のために勉強したりとか、そういう職場同士でそういったことをやったりとか、僕は本当に今の時代になったら無意味なことたくさんあるんじゃないかなと思っておりますし、まずは本当に原点に戻りまして、働き方改革、これを考え直さなきゃいけないと思っていますから、どのようにこれを進めていくかということのをこれから本当に日夜考えていかなきゃならないと思っています。

それから、先ほどトップダウンの話がございましたが、率直なことを申しまして、やはり皆さんから、部のほうから、それから部長会議、それから副市長のほうから提言がございました中で、率直に私もその中に参画させてもらって、決して副市長だけのトップダウンではございません。これだけは私のほうからも申し述べさせていただきます。特にやはり働き方改革、それから観光のことにつきましても、とにかくここで入り口だけつくろうよということで私なりに動かしてもらったつもりでございます。それと同時に、決して好き嫌いで人事をやっておるつもりはこれっぽっちもございません。それだけは皆さん、御理解くださいませ。私の性格上から絶対好き嫌いだけでやっているつもりはこれっぽっちもありません。それだけはここで断言させていただきます。どうかこのような説明になりますが、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 組織を変更しても私は何も変わらんというふうに考えます。もともとの総務課に自治会と防災があり、市民協働安全課になっただけです。市民協働安全課になって合併15周年事業で市民と何か協働を行うのでしょうか。市民協働課ですね。例えば地域づくりを行う、生涯学習課の校区活動、こういったものもこの市民協働安全課でやるのでしょうか。多分何も決まっていないというふうに思います。

要は単に数合わせで、秘書広報課が廃止され、総務課に人事が移動しただけ。予算編成が財産管理と一緒にっただけで、市民サービスには何も関係ありません。

先ほど言いましたように、市民にとって利便性があるとか、市民サービスの向上が図られるかとお尋ねしましたが、御答弁はなかったですね。市民サービスも何も関係ないですよ。職員には課がふえるわけでもなく、役職がふえるものでもないから何も士気が上がらんということですよ。

また、前回の組織編成から随分と月日がたっております。この間にもやはり瑞穂市は人口も多くふえております。やはり成長する都市にはそれに見合う業務内容の部署を設けていかないと市も成長できないし、職員の不満、言わない職員の不満がさらにあふれてくることになりすよ。

これで質問を終わりますけれども、私は労働者の立場である民進党からお願いをしておきますが、時間外勤務、これが正しく支払われていること、これを全部署に調査すべきであるとい

うことをお伝えし、その報告もしていただくようお願いして質疑を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。

一般質問というよりも提案を少しして、最後にしたいと思っております。

観光課がここに入っているんですけど、私はこの組織図に対して全面的に賛成をしているわけではないですが、それを今さらここで言う必要もないものです。ただ、観光課というものをつくるならば、市長は掘り起こしといろいろなことを言っていましたですけども、ブログにちょっと書いてあるんですけど、例えば呂久を観光資源として使うなら、今の状況からすれば、この間行ったときに、池を含めて修正をし、そして高く上がっている斎場というんですか、あれをフラットにしてもみじをいかにするか。そのようなことをして、それが観光に類するのかどうか、それはまた判断を調査していただければいいのと同時に、大月が今いろいろ問題になっておるんですから、ならば大月の南側の土地を取得して、あそこに道の駅をつくり、そして何もうすずみ温泉まで行かんでもあそこに温泉を掘って、これはもう僕がブログで言っていることですよ。

だから、そのようなことを検討して、調査をして、幾らかかるのか費用対効果はあるのかとか、一つの提言、提案的なことで1つ課をつくるのが決まるならば、何も市長はないとか言うのならば、やはりそこに何が持ってこられるか、大野町を見学にいったときはすごい道の駅ができますけれど、瑞穂市はないないと言うならば、つくるということも考えて、何ができるのか、21号線沿いの土地はどういうふうにしたらできるのかといろいろなことを考えながらやる。だから、その辺のことで、余分なところで補正を組んで金を使うよりも調査費をつけて、調査をして、自分たちで。それでどのぐらいかかってどうなのか、費用対効果はどうなのというのをもう少し真剣に自分たちで考える。何も外部へ出すことばかり考えなくて、その辺のことであれば、さすが瑞穂市の職員は立派だなあと、そのような形をとっていただきたい。

市の職員を議員はいじめてばかりおるという話があるけど、いじめておるんじゃないですよ。それだけの能力があるからこそ、質問をしたりいろいろなことを言っているんですから、だからその辺のことを含めて、トップに幹部職員というのは、だから市民に負託されたということ十分に自意識して、税金を使い市民のためになるということを実際に考えてやっていただきたいと思います。以上。

組織に関してはいろいろ思いもありますが、ここで質問はしません。

市長、答弁いただければその辺のことでひとつ。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさにせんだってもどなたかのブログに、個人情報になるからどなたかのブログとさせていただきますが、そこに瑞穂の宝、あるんじゃないかということがございましたので、そういったことも踏まえながら、今のアイデアを頂戴しましたし、またそういったところも踏まえながら、特にまた今回の一般質問でほかの方からも道の駅のことも入っております。そういったところから、さらにやはり土地もありますし、現実的に中山道の南側にも三角形ではございますが、そこにも土地がございます。これは市の市有の土地でございます。そういったことの活用も含みながら考えていきたいと思っておりますので、1つずつではございますが、進めていきたいと思えます。どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

1点だけ確認も含めてお尋ねをさせていただきます。

先ほど松野藤四郎議員の質問の中にも最後のほうにございましたが、私も以前、企画部長のほうにお尋ねをさせていただきましたが、従来、校区活動を、こちら瑞穂市内の幾つか校区としての活動をしておる組織がございます。それを各校区の自治会連合会ということでの組織編成を横並びにした中で、統一化に向けてここ二、三年の間にしてまいって今日に至っております。そんな中には、以前はスポーツであったりコミュニティーであったりというようなことの活動を主としておりましたが、そこにプラスして福祉であったり防災であったりというようなところを全ての校区において入れられる中で行政は組織の統一化をされようとしておりました。ここの所管が現在、生涯学習課であると思えますが、この生涯学習課であるのであれば、これは教育委員会の部局になります。市長部局ではない中で、今回、組織編成をされる中で、自治会やまた消防団、こちらを企画に移された。また、生涯学習のほうには子ども会であったり老人会であったりということが所管の内容でございます。

本来なら校区の活動を防災であったり、福祉であったりというものを含めて今後も活動することには私も一つの異議もございません。大いに校区の中で支え合いの地域社会を形成できるような校区ができることが望ましいことは間違いなことではございますが、市長部局に生涯学習課の業務の一部を、以前は移すという中で組織を編成していくということを3年、4年前からはお聞きしておりましたが、今回、この再編成において、生涯学習課の所管業務はどのように変わるのか、また変わらないのか。また校区の活動を指導する、また監督する所管はどの所管になるのかお尋ねをいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの森議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの生涯学習課でやっている校区活動についてというようなことですが、先日も森議員とも少しお話をさせていただいたように、今回の組織については、そういったことについての変更はございません。現在、総務課にて校区連合会ということで各7校区へ出向いて生涯学習の社会活動の関係やら、あるいは防災の関係、あるいは福祉の関係、あるいはそのほかというようなことで、各校区での連合会の立ち上げを今進めているところでございます。

自治会でできないことを各校区の連合会で実施するというようなことでは、そういった災害時のときとか、あるいは地域包括ケアシステムの関係とか、いろんな部門で校区でやっていくといいものについては、そういった校区連合会が立ち上がって、その後においてもそういったところで進めていきたいと考えておりまして、議員の御質問のその生涯学習そのものの事業の一部ということにつきましては、今までどおり連携を図りながら進めていきたいということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） よくわかりました。

それでは、先ほどもお尋ねさせていただきましたが、今後はこの校区活動、校区の自治会連合会の所管は総務ではなく、今後は企画のほうに移るという認識でよろしいでしょうか。消防も移り、自治会の所管も今後は企画に移るということでございますので、現在は総務が生涯学習課と連携をしてということでございましたが、今後は企画に移るということでよろしいでしょうか、確認をさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 現在、総務課が行っております各校区連合会の立ち上げ等校区にかかわる中心的な仕事のまとめ役として、現在総務課が進めておりますものは企画部に移るということでございます。

○議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして、ここでしばらく休憩をいたします。それでは、11時30分から再開をいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

お尋ねをしたいというふうに思います。

資料65-11にありますけれども、②の市民協働安全課を創設するというところです。それで、一番最後の右のほうに矢印がありますので、ちょっと読みますけれども、総合政策課で企画・政策立案し、市民協働安全課で実践・浸透させるサイクルをつくるため、同じ企画部としますと。この点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それで、これは毎年出されているようですけれども、今年度も新年度の事業ヒアリングシートというのが配られております。それでお尋ねしたいというふうに私が思いますのは、この事業ヒアリングシートに抜けているものは何かというと、はっきり申し上げますけれども、この政策がどのように市民が参画してやってきたのかと。市民参画・協働が進んだのかというところが何もありません。

したがって、もしこういう課をつくって、実践・浸透させるサイクルをつくるというのであれば、こういうことも考えておられるかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの小川議員の御質問にお答えいたします。

事業ヒアリングシートについて、市民参画へのサイクルということでございますが、現在はお示ししたとおり、事業ヒアリングシートにおいて、どういった点がよかったかとか、どういった点があかなんだかとか、どういったところを改善していくかとか、そういったことで評価をしているところでございます。

それぞれの部署において、ふだんの文書起案等についてもPDCAサイクルの項目でそういった事業の見直しをしているところでございますので、その事業ヒアリングシートにおいてはそれぞれの点の1年間の評価をしているところでございます。

そういったところでございまして、これから組織の今後についてということについては、今後再度検討していかなければならないとは考えておりますけど、まだどうするかということではございません。組織が変わることにおいてどうするかという方針がまだ決まっているというわけではございませんので、今後この市民協働を進める上でどうしていくかというのは考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 他の市町の同じような事業ヒアリングシートがありますけれども、こういう項目がちゃんとあるところもあるんですね。ぜひ、そういうところは見ていただきたいというふうに思います。

それで、私、それにかかわってもう一点お伺いしたいと思いますけれども、私、この事業ヒアリングシートを見ておまして、本来であればどういう事業が行われてきたのかと、こうい

う検証をするのがやっぱり第1の目的ではないかなあと。これは予算編成にかかわってやっておられますけれども、本来は決算。決算の審議のときにこういう事業評価が出されてくるというのが私は望まれるところではないかなあというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 小川議員の言われるところもあろうかと思いますが、9月決算が終了した段階で、事業の1年間の決算事業報告書というのを議員の皆様方にはまとめたものを出しているかと思えます。

そういった後に、今度、新年度予算を迎えるに当たっての前年度の評価をしながら、次年度にはどういったものを作っていかというようなことで考えて今の事業ヒアリングシートを作成しておりますので、それについては決算を踏まえた上でということで一度に作成しているものでございますので、効率よくそういう意味で一度にやっているというふうに考えていただければと思っております。

議員の言われるように、決算時にその時点で全てが出てくれば理想的なことではあろうかとは思いますが、現状のところは今のシートでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、決算の審議のときに、主な事業、全部じゃなくてもいいですけども、主な事業についてはそういうものは出していただくとか、議会として審議する上で欠かせないものではないかというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、私、この市民協働、先ほど来論議がありますけれども、この市民協働をどう進めるかというところの認識が果たして大丈夫かなあというふうに思うんですね。あえて私、今の質問をさせていただきましたけど、本来政策の立案の段階から市民の皆さんに意見を聞いて、そしてそれがどういうふうに市民の皆さんに聞いてやってきたのかと、その検証というか、これが予算の執行とともに行わなきゃならんですね。これが当然の原則、ルールだと思うんです。そういうことが本当に考えられていかなきゃならんというふうに思いますので、答弁していただきたいというふうに思いますが。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 先ほどは、私のほうは事業ヒアリングシートについてお答えしていたところでございますが、現在、総合計画等評価審議会ということで、第2次総合計画に基づく事業評価を行っているところでございますし、また瑞穂市まち・ひと・しごと総合戦略に

基づく事業評価ということであわせて今年度、平成28年度分を行っているところでございます。

そこにつきましては、先日も少しお話しさせていただいたかと思いますが、11の事業ということで総合計画においては6事業、そして総合戦略については5事業ということで答申を審議会のほうからいただいております。

そういったことで外部的な評価を得ながら事業の見直しを図っておるところでございますので、その点、これにつきましても来年も含めて推し進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 一番最初に申し上げましたけれども、この総合政策課で立案してその実践・浸透させるサイクルをつくり上げたい。これは私、大変大事なことだなあというふうに思いますので、そうであるならば、やっぱり今までのこうやってやってきましたよと、御理解いただきたいということではなくて、やっぱりこういうふうに改善したいということが、私、本当に大事だというふうに思いますので、今、こういうふうに改善したいということは具体的な答弁はありませんでしたけれども、ぜひこういった点を大事にしていきたい。またそこを進めていくことが、まさに大事じゃないかなあということを申し上げまして終わりたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第66号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第66号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第66号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について質疑をしたいと思います。

この提案理由には、社会福祉法人認可等審査会の新設及び平成30年4月1日からの組織変更

に伴い、市条例の改正を行うものであるということでございます。

この10月25日に第1回臨時会がございました。そのときには議案となりました附属機関設置条例の一部改正ですが、その際にも疑問に思っておりましたが、この12月でも提案されてきております。そのあたりを含めて質問をしたいというふうに思います。

この社会福祉法人の認可というものは、平成25年ごろには県にあり、その後、移譲されたということございました。市にあるとは全く私も知りませんでした。市に権限があるとなれば、今回附属機関として設置されるのですが、今まではどうしていたのか疑問を持ちます。

もう一点は、条例で設けるものか、他方、要綱でいいのか、いろいろの件につきまして、いろいろ各市町の自治体を調べましたが、市によってはいろいろ異なっております。どうしてでしょうか、この点についてはどのように行われているのか質問をいたします。

以下については自席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 松野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、この議案の資料66-2というところで、この附属機関設置条例の中で、今回、社会福祉法人の認可に関しまして、平成25年4月より主たる事務所が市内にあり、その市内のみで事業を実施する社会福祉法人にあつては、県から瑞穂市のほうに権限が移譲されています。設立の認可、定款の変更や、経営方針や会計経理などの指導も含めたものが移譲になっております。

御質問の要綱と条例ということですが、今回、附属機関に設置条例の中で入れておるというものにつきましては、いろんな市の考え方があって、条例の中で制定している市、または要綱で対応している市というふうに分かれてきます。条例制定でも当市のように附属機関に入れる条例に含めている市と、単独でこの条例を設けている市がございます。瑞穂市の場合は内部で協議した結果、この附属機関に位置づけることと決めました。

附属機関の設置条例には、法律とか条例に定められない審議会や委員会等をこの条例で設けるものになります。この社会福祉法人の認可については、社会福祉法第32条において規定をしておりますが、認定の審査会を設けなければならないという規定はないということで、今回、この附属機関設置条例の中で位置づけております。

また、御質問のもう一点ですが、今まではどうしてきたかということですが、平成25年4月に県から移譲を受けて、今まではこのような事例がなかったといえますか、今回、社会福祉法人を新設したいという動きがことしの6月から事前協議を行っておりまして、今回、このように進めてきて認可の審査委員会が必要になったということで御理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 社会福祉法人が設立されるという案件があるということでございます。そこで条例を制定するものですが、どのような事業内容の社会福祉法人になり、認可に当たりどんな内容を審査するのか質問をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 今回の議案ということで、社会福祉法人の認可の審査会を設けるに当たり、事前にこの社会福祉法人を新設したいという人から、この議会に当たり経緯や事業内容について質問があった場合にはお答えをしてもいいかというような同意と承諾を今いただいてきておりますので、お名前とか個人情報に関する部分についてはお話しはしませんが、まず簡単に経緯ですが、先ほど少し申しましたが、ことしの6月8日以降、事前協議というような形で6月15日には大まかなスケジュールの提出があり、7月には事業計画が提出されてきました。そのときには法人の設立準備委員会というのを設けなければなりません、そういう人選を重ねているということでした。そしてこの10月26日には、この準備委員会の資料が整ったというような報告があり、正式に社会福祉法人の準備委員会の届けを受理しています。瑞穂市内の横屋地内に障害者の放課後デイサービスと児童の発達障害を支援するような事業を考えておられます。

もう一点の御質問ですが、どのようなことを審議するのかということですが、資料2にもございます今回の認可審査委員会の職務は4項目ありまして、設立認可、解散、吸収合併、新設合併ということになっています。特に認可に当たりましては、認可基準というのが国のほうから届いておりまして、その通知と県から社会福祉法人認可の基準の通知が来ています。その基準に照らして審査をしていくということになります。社会福祉法第31条には、15項目ぐらいの審査項目があり、問題がなければ認可するということになります。

この15項目は詳しく基準があるんですが、ざっと説明させていただきますと、資産に関すること、原則的に資産は所有するという。それから役員、評議員、理事、監事についても人数や社会福祉法人の経営に識見を有する者とか、その区域の福祉に精通している者、親族にはつけないなど、兼職の禁止の規定もございます。準備委員会を設置していただいて、財源の確保に関する部分や資金計画など、補助金、自己資金の寄附になりますが、そのあたりに関するもの、第三者による評価によるもの、施設の整備計画など、ざっとそのようなことをこれからこの審査会のほうで審議をしていくものになりますので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 社会福祉法人の設立についての内容につきましては、横屋地域で何とかかんとか、こういう事業ということで準備が進んできておるといってお話でございます。

したがって、条例を制定するものでございますけれども、もともとは設立をする案件がある

うとなかろうとこういった審査会を設けておくべきではないかというふうに考えております。

そこで、さきの臨時議会、10月25日の件ですが、この附属機関に大月多目広場のプロポーザル審査委員会を設けております。この臨時会にかけて進めた割には、この12月の議会の補正予算で基本設計予算が繰越明許としております。来年に送っております。これは先送りですよ。市民は、臨時会を開いて審査会の設置と委員報酬の予算を提案して、本腰を入れて取り組んでいくと思えば繰り越しをするようでは進んでいるかちょっと危惧をするわけがございます。

本題に戻りますけれども、この附属機関設置条例は臨時議会で大月多目的広場のプロポーザル審査委員会の設置、今回の議会でも社会福祉法人認可等審査委員会の設置となっておりますが、その前の公私連携保育事業審査会委員会も附属機関の設置条例に入れるべきものではないでしょうか、お考えをお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今の公私連携につきましても今後附属機関のほうで入れていく予定で、また今準備を進めておりますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 他市町のこの附属機関の設置条例、これを見てもみると、民間保育事業者選定委員会といったものがございまして、公私連携保育事業審査委員会の設置とは異なるものではないのでしょうか。今の説明では整合性が保たれていませんけれども、次回ある生津保育所や牛牧第一保育所、公私連携保育事業の選定には、附属機関設置条例に入れて位置づけを明確にされることを強く要望して質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第67号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第67号瑞穂市個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第67号瑞穂市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

この資料67-1というのに、新旧対照表がついております。これの3ページを見ますと、2ページの終わりから、第6条についての一部改正が出ております。この中の4について質問をいたします。

4は、実施機関は、瑞穂市ですよね、個人情報で収集してはいけないというものについて規定しております。旧の条例では、はっきり4つ番号も振ってあって、次の4つは収集してはならないと書いてあります。

1. 思想、信教及び信条、2は人種及び民族、3は犯罪歴、4はその他個人の基本的人権を侵害するおそれがあると認められる事項とはっきり4つを明記しておりますが、これを改正すると、左側、こうなります。収集してはならないものについてこう書いてあります。まず1から4の数字が抜けます。べたでこう書いてあります。要配慮個人情報は収集してはならないと。その要配慮個人情報の後に括弧書きで、括弧内にこう書いてあります。本人の人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴及び犯罪により害をこうむった事実が含まれる個人情報に限ると、これを収集してはならないと。

両方を比べて、もとあったものと改正してどうなったかをちゃんとチェックしてみますと、違うのは、収集してはいけないものの旧条例の中の1. 思想、信教、この2つをすぽっと抜いてあるんですね。数字の4項目も抜いていますけれども、その中の1の最初にある思想、信教というのはすっぽり抜いちゃってあります。

まず質問したいのは、これはなぜ抜いちゃうのかと。思想、信教の自由というのは非常に大切ですよね。現憲法、憲法改正が言われておりますが、現憲法でも非常に重要視されました。その理由は、皆さん御承知と思いますが、旧憲法で思想差別、信教の自由というのがなかったわけですから、これを現憲法は持ってきたわけですが、これを憲法改正とかも言葉巧みにちょこちょこ操作される案が自民党の改憲案で出ておりますが、何かそれを思い出しました、これを見たら。

思想、信教という言葉ですっぽり抜いてしまう。しかも厳密に4項目だよと言っている4つも抜いちゃう。括弧書きでべたであとの残りを書くという、非常に私の目には重要なここは抜き方だと思うんですね、改正。これが抜かれた理由を教えてください。

以下、自席でお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずは提案理由でございますけれども、個人情報の保護に関する法律の施行等を踏まえ、個人情報の定義の明確化、それから要配慮個人情報の取り扱いを定める等のために、市の条例の改正を行うものでございます。

その改正に当たりましては、国が設置いたしました個人情報保護委員会の策定の個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインというのがございます。ガイドラインによりますと、信条については個人の基本的な物の見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものであるとされています。現行規定中の思想及び信教については、信条に含まれるものとして規定したものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 理由はよくわかりました。

国が示しているわけですね、ガイドラインの中で。思想と信教という言葉を取っちゃったのは、思想、信教及び信条の中の信条だけ残して、この信条、私の信条はとかが言いますが、その信条の中に思想、信教も含まれるからと、こういう理由ですね。解釈間違っていないね。

それはよくわかりましたが、これを読んだときに、一般的な言葉の使い方として、信条の中に思想や信教まで入るといえるということはないですよ。そのガイドラインをつくった会議も、それからこれ、改正をそのガイドラインに従ってつくった瑞穂市も誰も疑問に思わなかったのかな。私としてはかなり怖い現状を思うんですが、疑問というのはどなたも感じられないんですかね。お聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまお答えいたしましたように、他の項目の改正に当たってもガイドラインに沿って行ったものでありまして、また条例の改正の案というものは国のほうが示されておりまして、ここの部分についてはそれに沿ったということで、くまがい議員の御指摘のように、これに疑問を持ったということは改正時点ではございませんでした。案の状態では協議はなかったということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 内心想った人がいたかもしれないけれど、もう国がガイドラインも出しているし、理由も出しているんで、それに従ったということですね。

よくわかりましたが、私が何でここを重要視するかを執行部の方々はかなりわかっているんじゃないかと思えます、こっちからこう眺めていて。公務員ってつらいですよ。国がガイドラインなんか出したら、おかしいと思っても、おかしくないことはいいですよ、別に。それに従わなきゃいけないですけど、おかしいと思っても逆らえないというか。それをチェックするのが議員ですのでね。これを直してもらいたいとは言いません。ちょっと仕方ないかなと思うので。

ただ、私はやっぱり指摘しておきたい。非常に怖い。巧妙だと思います。憲法改正のあの改

正案の文章を読むと、非常に巧妙に書いていますよね。どこが違うのかわからんみたいな感じで。だけど、そういうように変えた結果は後から出てくるわけで、これもそれと近いなあということだけ指摘させていただいて質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

昼の時間が迫っておりますので、簡潔に質問させていただきたいと思います。

今の質問にかかわることですけれども、国からのガイドラインというのは強制力があるものですか。法的な強制力があるものなのか、それともそうではないのかということをもっとお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 小川議員の御質問にお答えさせていただきます。

国のガイドラインによるものは、それを法律的に必ず変えなくてはならないというものではないので、あくまで参酌して私のほうは条例改正を行ったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今答弁していただきましたけど、そのとおりだと思います。

これは別の言葉で言いますと、技術的な助言だと思うんですね。法的な拘束力をもって表されるものではありません。

したがって、もしこれが問題だというふうにお考えであれば、私たちの行政の判断、変えることができるということは申し上げて質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。再開は13時30分といたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

日程第8 議案第68号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第68号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第69号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第69号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第70号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第70号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第71号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第71号瑞穂市国民健康保険税条例及び瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

ただいまの議案について質疑をさせていただきたいと思います。

今回、国民健康保険税の税率の改正がなされておりますけれども、来年度4月から国民健康保険は都道府県化をされるわけですが、今それぞれの市町にとっても、この県への納付金はどうなるのかと、それに伴って保険税が上がるのではないかとということがそれぞれの市町でも大きな課題になっておりますけれども、今回税率改正というのは、この都道府県化に伴う納付金、あるいはそれに伴って税制改正も行っていかなきゃならないと、こういう関係もあるのではないかなあというふうに思いますけれども、都道府県化との関係では、これはどのように考えておられるか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの小川議員の御質問でございますが、今回の保険税条例の改正と、それから30年度の制度改革による県単位化との関連ということでございますけれども、まず、県単位化になることによって、我々市町村の事務としてはほぼ変わらないわけですが、運営主体として県が今度国保の経営に参画するということになってきます。その中で、医療給付費は県のほうが市町村に対して給付をしてくる。今までは市町村が自分のところで計画を立て、自分のところで予算立てをし、医療機関にお支払いするというところでしたけれども、これが、その必要額について、医療機関にお支払いするという事務的なところは変わらないわけですが、そういった資金といいますか、財源については、県が納付金を納めることによって交付をしていくというふうになってきます。

その中で、県としては、その納付金を集める手段として、今まだ県の資料についても算定方式が確定されていない段階の資料ということで、全協のときにも皆様に配付をさせていただいた資料を我々も提示をされております。その中で、以前からも、この資料が出る前からのことでございますが、岐阜県としては賦課方式を3方式にすると。資産税というか、資産割を抜いた形で3方式にしていく。将来目標としては、そういった方向に県内市町村が合わさるといいなあというところがございまして、当市において内部的に検討をし、それから国民健康保険の運営協議会のほうにもお諮りをして、段階的に3方式にしたいということで、今回、試行的というところとちょっと語弊がございまして、最初の段階として、まず今までの所得割、資産割の部分につきまして、基礎部分、医療分の所得割・資産割について見直しをしたい。その中で段階的に、資産割につきましては、今のところ基本的に2年ごとに4分の1ずつ削減するという形で、将来的には廃止をする。その不足分、まるきり100%不足分相当というわけではございませんけれども、所得割のほうの賦課を少し上げさせていただくという形をとらせていただいたというのが現状でございます。以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をしていただきましたけれども、都道府県化に向けて税の算定方式を3方式に改めたいということはわかりました。

私がお尋ねしたかったのは、先ほども少しお話ししましたけれども、県への納付金が確定されたときには、これがそのことによって、これまでの保険税が上がるのではないかと、こういうことが心配をされていますよね。

そこでお尋ねをしたいんですけれども、市のほうからも出されております資料を紹介しますが、県の8月の試算が、これはあくまでも30年度を想定したものではありませんけれども、しかしながら、都道府県化になれば現時点ではどうなるかという8月の試算が出されております。これは県のホームページでも公開をされております。じゃあその8月の試算によると、一体どのように瑞穂市にとっては影響があるのかと、つまり保険税の影響が出てくるかということですが、その点についてはいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今の御質問ですが、今のところの想定ということになってしまいますけれども、県のほうで、先ほども申しましたように、まだ算定方式が確定されていない中の段階的なものと見ますと、若干、今おっしゃられたような、納付金が高額になるのではないかとこの心配がございますのは確かでございます。ただし、それにつきましては、今のところの、私どものほうの試算もさせていただいた中で税率を見直し、今回の場合は、税率を見直すことで保険税収全体としては多少減少になるということで計画を立てています。その部分につきましては、今のところ基金のほうから繰り入れをして賄っていきたいというふうで予算立てをしているところでございます。

最終的には、これは実際に実施をされないと言えませんが、市の現状では、医療給付、いわゆる医療機関へ皆さんがかかれて一部負担をされた残りの部分につきましては、国保の加入者であれば、国保の会計のほうからお支払いをするわけですが、この医療給付が県全体として急激な伸びをしない限り、何とか賄っていきけるのではないかとこのように考えているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 瑞穂市が市として試算が行われた表が出ております。平成29年度市町村事業納付金標準保険料算定結果というのが出されておりますね。これは県が出した納付金、仮の試算とありますけれども、それに基づいて瑞穂市として一体、市民1人当たりの保険料、ここは税ですね、保険税が幾らになるのかという試算をされております。

それで、これは表でいいますと1人当たりの調定額というところに当たるわけですね、2段目のところですよ。それによりますと、1人当たりの調定額は11万7,453円という試算を出さ

れております。したがいまして、現在の1人当たりの調定額、調定額という言葉は難しいですけれども、1人当たりの保険税が幾らかと申しますと10万3,287円です。この2つの数字を比べてみてもわかるように、約1万4,000円強と申しますか、1万4,000円を超える保険税の引き上げになるのではないかと、これはあくまでも試算ですからね、ということが懸念をされる場所なんです。

この2つの数字を比べてみても、一体どうなるかと、保険税を上げることになるのではないかと申す当然の、市民の皆さんからも不安の声が出されるわけですけれども、それについてはどのように考えていかれるつもりですかね。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今お話ししたように、基金を使うことで緩和をしていくということになりますけれども、最終的には、これも県の納付金がどういうふうに変定されてくるかというところもございますけれども、やはり医療給付費が増額と申しますか、ふえてくるような状況になれば、もちろん国や市の一般会計からの負担、公費の負担というところもふえてくるとは思いますが、必要な部分として税で負担していただかなければならないというところも、増額になる可能性としては否定できないという状況です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、最後に、税を上げなきゃならんと、こういう状況も出てくるかもしれないというふうなことで申すけれども、これは決して瑞穂市だけやないでね。こういう声がいっぱいありまして、実は国もこういう大幅な値上げになるときは、緩和措置として法定外の繰り入れをやってもいいですよと、それはそれぞれの市町村で判断してやりなさいと。もちろん、先ほどのガイドラインということがありますけれども、国のガイドラインは、法定外の繰り入れというのは削減していくんだけど、しかしながら、一方で、保険税が上がって大変な状況になるんであったら、それぞれの市町村で判断して、法定外の繰り入れもよろしいですよと、こういう国の判断、あるいは通知が出されておるのではないのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今の法定外繰り入れ、いわゆる一般会計から国保会計へ法律で定めた以上に繰り入れる部分というところになりますけれども、基本的にいわゆる赤字補填というのではないにこしたことはないということで、今の国のいわゆるガイドラインと申しますか、先ほどもありましたような技術的指導というところでは、今のところまだ公式には具体的なそういう書き方にはなっておりませんが、今、手元にあるわけですけれども、予算編成に当たっての留意事項というところで、正式にはそういった表現はされておられません。ただし、非公式な場で国の担当部局のほうからはそういった意見があるということも承知はしております。

今のところ瑞穂市の、特に28年度決算などを見ていただくと、今のところ法定外で赤字補填をするという状況には至っていませんので、なおかつ基金を保有しているというところ、基金の考え方の見直しというところもございますので、そういったところで何とかやりくりをしていきたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） 私は、都道府県化に向けて税の算定方式は資産割を廃止する、それを一遍にできへんもんですから、徐々にやっていくということについて、それはもう賛成だというふうに思うんですけども、しかしながら、この都道府県化に向けて県から示された納付金を納めるために保険税を上げなきゃならんと、こんなことになってはあかんというふうに思いますね。その点での明確な答弁、どんなふうにされていくつもりなのかというのはいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今、県の納付金が上がることによって、それが影響して税が上がるというような御発言でございますけれども、今までの制度の中でも、共同事業といいまして、支払い基金のほうへ相応の負担をし、拠出をして、そこからそれぞれの市町村に再配分をするような形で交付金をいただきながら医療給付をしているというところがございます。そういった中で、瑞穂市の状況としては、28年度決算を見ますと、拠出に対して交付が若干少ないというところもございます。

これから30年度に向けて県単位化の考え方としては、医療給付を県全体で負担しながら共同して賄っていこうというところ、お互いに助け合いをするというようなところが出てきますと、28年度決算のように、瑞穂市の場合は多少余分に負担をしてやっっていかなければならないというところも、30年度以降もそういうふうに考えられるところはございます。

こういう制度の改革があって、そういった形になってくると、市単独でやっていた場合と県単位化になったときと違ってくるのではないかとということなんですが、今お話ししたように、以前からそういう共同事業というところで、お互いに助け合いをしながらというところが県全体で、県が主体になって見ていただけるようになるというところで、全体としてはそんなに今までの状況と変わってこないのではないかと。

最初の試算の場合は県も不安があるというようなところもあって、今なかなか正式な数値というのはまだまだ示されておられませんので、今、余り具体的な答弁ということにはなかなか結びつかないので申しわけないと思いますが、見通しとしてはそういったところで、今の状況、できるだけ増税にならないほうがいと私も思いますけれども、そういった状況を見ながら運営協議会のほうでも審議をしていただいて、進めていきたいと考えておるところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今のところはさしたる増税にもならないという見通しではないかというふうなふうに聞こえましたけれども、果たしてそうなのかなあというふうに思いますので。先ほども言いましたけれども、実際に配られた資料を見てみましても、先ほども数字を紹介しましたけれども、大幅な値上げになる可能性というのは否定できない、納付されない、こういう状況ではないかなあというふうに思いますけれども、なぜそれをあえて否定されるのかなあというふうな、ちょっとよく私には腹に落ちないところです。

それと、今回の税率の改正についてでありますけれども、税率改正をしますとどのようになるかというシミュレーションも出されております。それで、ここでこのシミュレーションを見て私がはっきり言えることは、資産割を廃止すると、これまで資産を持っていない人が増税になりますわね。その分、所得割に加重するわけですからね。ですから、資産割を持っている人は減税になる場合もあるけれども、資産を持っていない人は明らかに増税になるというふうにするんですね。私、それでいいのかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいま御指摘のとおり、資産割をお支払いいただいている方に関しては、かなり所得の多い方以外については、やはり減税になる方も出てきますが、資産をお持ちでない方、資産割をお支払いいただいていない方につきましては、金額の大小はございますが、若干増税になってくるというのはいたし方ないのかなあということです。

というのは、国民健康保険以外のいわゆる被用者保険の部分は、総所得割といいますか、そういう形で賦課をされておる現状を踏まえ、その中でできるだけ急変に、激変にならないようにというようなところで基金のほうを充てながら進めたいというところがございます。

今、小川議員の御指摘のとおり、資産割をお支払いいただいていない方に関しましては、たとえ0.何%でも上がれば所得割の額はふえてくるということになりますので、御理解と御協力をいただきたいということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 御理解はちょっといただけないです、残念ですけど。

私、そこで真面目な話やけど、お伺いしたいけど、資産を持っていない人たちはどうしたもんかなあと思うんですね。今、瑞穂市は若い人がふえたと、これは大変喜んでおるわけですね、他の市町と比べたって。よそのところは減っていつてしまっておるんで、けれども、瑞穂市は幸いにも若い人がふえておると。こういう若い人たちは、確かに一戸建ての家を持って、そういう資産を持っておられる方もお見えですけども、私がお見かけするところ、アパートに住んでおる人が結構多いんやないかなあと思うんです。私のところの子供もそうやけど、ま

だ家を持てる経済力がないもので、やっぱりアパート住まい。アパートに住んでおる若い人たちが結構多いんじゃないかなあと思うんですけど、つまり瑞穂市が今本当に大事にせないかん若い子育ての世帯、これからの瑞穂市を担っていける人たちにとって増税になっていいのかなあど。

それで、もう一つ加えて言いますけれども、今の若い人たちは、多分わかっていただけだと思いますけど、賃金が上がらない、給料が上がっていかないんですよ。特にこれから、もっと言いますと非正規雇用の人も多いです。所得が少ない、しかも上がっていかへんと。そういう人たちに対して、じゃあ資産割をなくしますから増税も仕方がないですよと。それを言ったら、そういう方々にとっては、ああそうですかと、わかりましたと納得されるやろうかと思えますけど、いかがですかね。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今、若い方ということでございますけれども、私は逆に心配しておりますのは、国民健康保険の加入状況を見ていますと、高齢世帯がやはり多いと。前期高齢者であったり、いわゆる年金暮らしをされているお年寄り夫婦であったりというところで、こういう方たちで、おっしゃられるように、アパート住まいをされていたりということになると、やはり増税ということが、残念ながら今の制度としては所得割については軽減もかかってきませんし、そういったところがやはり、なかなか御理解はいただけないと思っておりますが、制度というところで、国の全体の動きの中でこういった制度の見直しがあって、我々もそれについて考えていかなければならないという状況の中で協議をしというところで、やむを得ずの判断ということで御理解をいただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、なかなかいいこと言われたなあと思えますけれども、実は心配しておることがあると言われたね。確かに高齢者の人が一人で、多分、加入世帯の状況を見ると一人が多いですね。高齢者の住んでおる人もおる。そういう人たちは、アパートに住んでおる人もおるわけですね。所得も低いし、資産もないし、そういう人たちにとっては増税になるわけやもんで、そういう点では本当にそこに追い打ちをかけるような、つまり貧困に追い打ちをかけるということになるのではないかなあど、私はそういう心配も一方では確かにあるというふうに思います。若い人たちにとっても、何やというような思いもあるというふうに思います。

ですから、これはまた一般質問でもさせていただきますけれども、そういう点での今率直な意見も出されましたので、以上で終わらせていただきますけど。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第71号瑞穂市国民健康保険税条例及び瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について質疑をしたいと思います。

まず初めに基金条例の関係でございますけれども、以前から市民部長の答弁を聞いておりますと、基金の目的といたしますか、これについては国民健康保険税は来期分が7月からですので、この4月から2カ月、3カ月間のお金がないということで基金だという話をされておりましたけれども、この資料によりますと、第3条ですけれども、国民健康保険の保険給付及び介護保険法の規定による納付金並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による拠出金及び支援金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源その他保健事業に要する費用と、こういうふうになっておるわけですけれども、要は何回も質問して、この4月から6月にかけては、それなりのお金が国、あるいは関係から入ってくるということを僕は質問しておるんですよ。ですから基金は要らんとおっしゃるんですが、そこら辺についてまずお答えを願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの松野藤四郎議員の御指摘でございますが、まず今、設置の目的を読み上げていただきました。今現在の基金条例で定めております国民健康保険基金の設置目的としてはそういうことでございますし、先ほどお話のありました7月の第1期納期までの資金繰りというところで、基金を使用していないのではないかと御質問だったと思っておりますけれども、おっしゃるとおり、基金を崩して使っているというのは近年はございません。以前は繰越金が非常に少なく、そういったものを基金も活用しながら資金繰りをしていたというところでございますが、近年では、決算を見ていただきますと、27年度も28年度も黒字で、繰越金が3億、4億ということでございますので、年度当初の資金繰りといたしましては、年度の切りかえ時期といたしますか、そういった時期の資金繰りとしては繰越金等で何とかやりくりができる状態になってきております。

設置の目的にもございますように、保険給付に不足を生じたというような、要は保険給付の費用、財源に不足が生じたときというようなところで、今現在では、これも以前から、私が拝命してからもそういう考え方をお話しさせていただいておりますが、年度当初にといたしますか、3月あたりに例えば流行疾患等で医療機関にかかられた場合、翌月、あるいは翌々月に急激な医療給付の必要経費がふえた場合に、とても対応できないというようなことが起こり得る、可能性のお話でございますけれども、起こり得るので、今の状況としては、年間の医療給付の約2カ月分を保有したいということで御説明をさせていただいております。これが今現在の国民健康保険基金の金額のめどといたしますか、そういったことで積み立てをさせていただいている状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 改正後は、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営に必要な経費に充てるということでございますけれども、たしか今は4億6,000万近くの基金があると思うんですね。これを、資料によると6年間で毎年5,000万とか1億を充てていくというふうになっているわけですね。

例えばですけれども、瑞穂市はそれなりの基金があるからこういけるんですけれども、例えば各自治体によっては、脆弱な国民健康保険ですので基金のないところ、こういうところはどうのように県の補助とあわせていくのか。これは県が言っておるもので、こういうふうに改正していくんでしょね、うちのほうも条例を。違いますか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今、基金条例のほうの設置目的の改正をさせていただきたいというのは、県が言っているといいますか、制度として国民健康保険の広域化、いわゆる県単位化が図られてきますと、今、県内市町村は県が示してくる国民健康保険事業費納付金を県に納めることとなります。先ほど議員が読み上げていただきました現在の設置目的には、その納付金については何もうたわれていない状況でございますので、今現在の設置目的に加えて、納付金に対するいわゆる補填が必要になった場合にも基金を充てることのできるというふうにしたい、なおかつ今後も類似した改正等があった場合に、再度また見直しということもいいのですけれども、今回、他市の状況などを参考にさせていただきまして、そういったことにも対応できるようにということで、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営に必要な経費に充てるためというふうな改正にさせていただきたいということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 県から指示されてくる納付金については、それなりのといいますか、各市町村に割り当てが来るわけですけど、納付金をこれだけということで。その中には、瑞穂市としては、その基金を充てている分を除いて保険税を徴収するのか、ちょっと聞きます。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 現在、先ほど質問にあった試算をしている中で、要は納めるといいますか、全体の資金繰りを考えたときに、幾らの、どの程度の税金を納めていただいたらいいか。その中で、基金で補填できる部分、金額としてはどの程度の見込みを立てたらよいかというようにことを総合的に判断した結果として、基金を例えば5,000万円程度を充てたら、加入者の世帯からいただく税金がどの程度になるかということで試算をさせていただいているという資料を作成し、それを参考に協議会のほうで協議をさせていただいたということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 当市は、この数年間、脆弱な国民健康保険であったけれども、健全に運営されておるわけやね、ということは黒字が数億円毎年出てきますから。なおかつ、この運営を円滑にするために基金を取り崩すんやね、これ。何で毎年5,000万も取り崩すの。安全に運営をされておるんやったら、基金を取り崩す必要はないというふうに思うわけやね。この基金が、県が言っておるもので、県へ納付するという話もまた違うんですけれども、そういう意味ではないよね。健全に運営をされておるのであれば、基金は別に取り崩す必要はないと思うんやね。これについては、次回の一般質問でしますけれども。

次、行きます。

この今回の提案理由については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険税の一部を改正する法律ということで、法律の改正については、先ほど小川議員もお話をしております。そこで、この国民健康保険税率を来年度から改正するものであるが、資産割から所得割への移行については、これは国の動向も他市町村の動向も、これは以前からわかっておったんですよ、今日始まった話じゃないんですよ。私は、何度もこの議会において一般質問しておりますよ。それは、段階的に資産割を引き下げようと、また国保運営が繰越金を出せるような安定している時期に行うべきであるというようなニュアンスで、ここ数年、質問をしておるわけです。

また、国から1,700億円が来るんですよ。活用の関係で来るんですよ。基金を活用したり、行う方法は何度もあったはずではなかったではないでしょうか。

さらに、限度額については、この限度額の引き上げになったときも、限度額引き上げの本来の目的である、これは一気にじゃなくて、なだらかに課税を行うために必要な税率改正も、一度たりとも市は行ってこなかった。多分25年度ごろから税率改正していないんですよ、限度額だけ上げていっておるんですよ。そういうことをいろいろ言っても、何回言っても聞いていただけなかったというのが現状ではないでしょうか。これを来年から段階的に資産割を引き下げて、所得割を引き上げるという手おくれな手順にはなっている。手おくれな対応というふうに言わざるを得ないというふうに思います。

それで、今回この改正で限度額の引き上げがあれば、これはどのように反映されていくのか。限度額はほとんど毎年というほど上がっていますよね、普通は保険税の見直しは2年ごとにやっておるわけですけども、不思議に限度額だけ上げています。瑞穂市の税率については平成25年ごろから多分ずっと税率は改正されていないということでございますが、限度額が引き上げられればどのように反映されていくのか、ちょっとお答えを願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの御質問、限度額の引き上げについてのところでございますけれども、限度額につきましては、国民健康保険法、あるいは本市としては地方税法に基づいて国保税条例を定めさせていただいております。

昨年度については、こういう県単位化、制度改革の状況があるというところで、昨年度は限度額の引き上げは見送られた、昨年度といたしますか、今年度ですね。今年度の状況としては限度額の引き上げは見送られておりますが、まだ正式ではございませんけれども、ことしというか、来年度に向けて今の限度額の引き上げがあるように一部報道はされているというところでございますが、そうなれば、今までもそうであったように、限度額を既に超えておられる方につきましては、その引き上がった部分の限度額はさらに税が引き上がってくる可能性があるというところでございます。それから、こういった見直しにつきましては、国の法律改正にあわせるというところで本市は対応してきております。

もう一点、税率につきましては、ここ数年見直しがかかっていないというところでございますが、結果として、いい黒字の決算をさせていただいております。というのは、全体としては、国保の加入者の数は、世帯数、人口ともに減っている中で、税収も減るんですけども、それ以上に給付のほうが、1人あたりは微増傾向は継続しておりますけれども、全体に加入者が減っているということがあって、それと薬価の改正とか、そういったところも影響しておると思っておりますけれども、医療給付が比較的伸びずに済んでいるというところがあって黒字傾向であった。これがいつまで続くかというのは、なかなか予想が困難であるというところで、税率の引き下げとかの改正は見送ってきている状況です。さらに言いますと、来年度からこういう制度改革があって、恐らく税率の見直しが必要になるというところもございまして、特に前回は見送っているというところでございます。

繰り返しになりますが、税率に関してはここ数年そういう考え方で見送った状況で、さらに限度額、あるいは軽減の対象額等につきましては、国の法律の改正にあわせるという形をとらせていただいているのが現状でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国保税の税率の話ですけど、私、今25年と言いましたけど、多分26年度から現在まで同率だというふうに思います。

限度額については毎年改正されて、平成27年度は85万円、28年度からは89万円に引き上げられております。現在の国の動向をいろいろ把握していきますと、多分これも数万円限度額が上がってくるのではないかと、4万円から5万円前後は上がってくるのではないかとというふうに思います。

私は、限度額の引き上げのときに、これ多分、軽減税率の話もあると思うんですよ、一緒に。

セットされてくると思うんですよね。軽減税率については、専決で例えばやっていただくのも結構だと思いますけれども、限度額については、瑞穂市の国保が安定運営しておる中でありますから、別に国がこうだということの指示に従わなくて、1年、2年後にやってもいいんじゃないかと。これは他市町にもそういうことでやっている、限度額を1年おくらかしている市町村もあるわけですよ。そういった考えはないでしょうかね。

そして、この専決処分の話ですけれども、議会を開くまでの期間とか、多分幾らでもつくれると思うんですよ。それが無いから専決処分ってやるんですけれども、これは以前から言っています。そういった、議会に正式に諮ってやるという考えもあるのか、あわせてお答え願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今回の条例改正議案では限度額についてはうたっておりませんが、今までどおり進めさせていただきたいなあとというふうに思っております。

国保の税の算定基準日は4月1日でございますので、4月1日にこういった施行ができるような体制を整えて、限度額の、今、専決処分のお話が出ましたけれども、これも毎年といたしますか、限度額が引き上がるたびにお話をさせていただいておりますが、これはまだことは国がどういう、そういった法改正をどのようにしてくるかというのが、今のところはまだつかめておりませんが、おおよその予想としては例年どおりということで、4月1日公布になってこようかと思っております。基準日を4月1日に適用しようとする、やはり専決処分ということが考えられるという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私の意図とする質問の答弁とはなっていないので、これについては18日の一般質問で引き続きお願いをするという格好で、この質疑は終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第72号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第72号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

お尋ねをさせていただきます。

私がお尋ねしたいと思いますのは、一般会計の中で、総務費、社会保障・税番号制度導入推進費ということで13委託料862万9,000円というのが計上されております。これは何かということですが、社会保障・税番号制度対応システム改修費というふうになっております。これ実は私、改めて見てみましたら、当初予算を見てみましたら、同じく当初予算で業務委託料ということで、これもまた社会保障・税番号制度対応システム改修費と、694万1,000円というふうになってはいますが、これは何で、この改修費というのが当初予算にも出されておるにもかかわらず、また今度補正を出されてきたのかと、これを疑問思うわけですが、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの小川議員の関係でございますが、ただいま18ページの2.1.15ということで御質問がございました。社会保障・税番号制度対応システムの改修費ということでございます。

これにつきましては、マイナンバーの関係で、総務省の関係やら厚生省の関係など、マイナンバーの関係で旧姓使用にもマイナンバーカードへの記載事項ができるようにというようなこととか、データベースのレイアウト改修など、市にあってそういったシステム改修をどうしてもマイナンバーの関係でやらなければならないということで、歳出のほうは今のところでございますが、歳入にありましては、一括で企画のほうでマイナンバーのほうで収入とさせていただいているものでございます。

私からは概要ということですが、歳入につきましては、12ページの一番上にあります13の2の1ということで、総務費、国庫負担金718万3,000円というようなことでございます。ここで社会保障・税番号制度導入補助金ということで、同様に総務省関係、厚生省関係ということで、市のほうでは障害、児童福祉、国保、市民課など、システム改修費としてのマイナンバーカードシステムの歳入が入っております。先ほども言いました10分の10の部分と3分の2の部分がこのページに入っておりますので、これにつきましては、その改修費となっております。以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいま企画部長のほうから全体概要というような形で説明をさせていただきましたが、今回の862万9,000円のうち、市民部管轄で約700万円でございます。これは、市民課のほうで今の個人番号カードの対応をさせていただいております。住基の関係等が

ございますので、先ほど企画部長のほうから若干説明もありましたが、記載事項を充実させる、いわゆる旧姓の表示であったり、そのようなことのために、これはシステム全体を改修しなければ対応できないというところで、国の施策でこういった改修をさせていただく、あるいは国保システムにつきましても改修をさせていただくというところで、年度内の実施で、先ほど企画部長が説明をさせていただいた補助金の対象になる。年度をまたぎますと、どうやら補助対象からは外れていくというようなところがございます。

さらに、このシステム改修の業務委託は、これは人口規模で区分が決まっております、瑞穂市の場合は5万を少し超えたところですが、5万から10万人の都市については、こういった負担をしてくださいという、委託料でお支払いをするんですけれども、そういったところ、今の個人番号カードの記載事項充実のためのシステム改修というようなところで、主翼は今、市民部の対応部分というところがございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） この社会保障・税番号の推進・導入ということですが、それに当たって負担金を払うとか、そういうことがあると思いますけれども、一方で、システムの改修費ですから、つまり普通にこれを理解するところによりますと、システムが正常に働かんもんでこれを改修するということになるんですよね。当初の予定どおりのシステムが運用されない、だから、これが改修と。改修ですよ、改めて直すということでしょう。これが当初予算でも出されておる、またこの補正予算でも出されておると。これは、私、普通に考えると、トラブルがいろいろあるんじゃないかというふうに理解できるんですが、受けとめられるんですけれども、実態はそういうことじゃないですか。違いますか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） トラブルの改修ということではないというふうに聞いております。

先ほども御説明をさせていただきましたが、制度の見直しで、例えば今までは旧姓表示ができなかったものを、旧姓表示をすることにも対応できるようにというような改修だというふうで、それに対して必要なシステムの中身であったり、そういった全体のシステム構成であったりというようなところで改修をするものだというふうに説明を受けております。そういった対応をするということで、当初予算で組んであったものとはまた別の改修が必要に、制度上の改正によってそういうことが必要になったというふうに聞いております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 恐らく今の改修といいますのは、新しくマイナポータルというものを導入したいと、こういう改修だろうというふうに思います。

私、それとあわせて、それ以外のことで質問させていただきたいと思いますが、そもそもこのマイナンバーといいますのは、私たちが税の申告、確定申告をするときに欄がありますね、ここに書いてくださいよという欄がありますよね。あれは、法的にはそれを書かないと申告は受け取らないと、こういうものですかね、お伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今回の質問につきましては直接今回のところとは関係がないので、資料を持ってきておりませんので、私の記憶ということでしかお答えできませんけれども、基本的にはマイナンバーを記載させていただきたいということでございますけれども、では書いていなければそれを受け取らないのかということですが、それも受け取れるというふうには聞いております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） ちょっと大変申しわけないけど、お勧めはしておるけれども、それを書かないからといって不利益にはならない。義務もありません。それは、法律からいっても明確にそうになっているんじゃないですかね。ですから、書かないことによる不利益、つまり申請を、申告を受け取らないということはないと、そういうふうに思います。

それからもう一つ、それにかかわってお尋ねしたいんですけれども、住民税の特別徴収がありますね。例えば私が会社におりましたら、従業員で働きましたら住民税を天引きすると。これは私も勤めておるときからやってきましたけど、そのときに市のほうからは、どここの何々さんはこれだけですと、市民税はこれだけ、住民税はこれだけですという通知を送られるんです。そのときに、マイナンバーを記載されて送っておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 申しわけございません、ちょっと把握できておりません。私個人としては把握できておりません。申しわけないです。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） もう一点、お伺いしたいというふうに思います。

あるまちでは、例えば教育委員会からの助成金を支払うときに、それを受け取る側のほうがマイナンバーを書かないと教育委員会からの補助金が受け取れない、お金が受け取れないということが実際にあります。これはどこのまちということは言いませんけれども、そのようなことは今、瑞穂市で行われていないのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。それから、その見解はどのようにお考えかと。

カードじゃないですよ。マイナンバーを記載しないと支給できませんよと、こういうことが

ほかのまちでありますけれども、そういうことは行われていますかね。

○議長（藤橋礼治君） 小川理君に申し上げますが、ただいまの質問は質疑の質問の範囲を超えておりますので、それで執行部のほうの答弁ができないという、こんなふうに判断しますので、その辺だけ御了承願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） またそれは改めて私も今後お尋ねしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

今回の補正予算で、県の助成金でもって、ちょっとこれ今、金額まではあれですけど、かなりの金額の助成金を受け取られる農業再生協議会、市を通じて県のほうに出されておりますけれども、これはそもそも県の要綱に沿ったものであるというふうに市が認められて、県のほうに出されておるとは思いますけれども、そのちょっと確認をしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの小川議員の御質問は、一般会計の補正予算の25ページの農林水産業費の農業振興費の19の負担金、補助及び交付金の産地パワーアップ事業補助金946万円というふうで理解いたしましたので、その点について御説明を申し上げます。

市の補助金は全て県の補助金ということで、この仕組みを少し申し上げますと、もともと国の産地パワーアップ事業実施要綱に基づいて県が計画を立て、その計画に沿った形で瑞穂市の事業者がその補助金を、機械を購入するための2分の1の補助という規定になってはいますが、それを行うというような内容のものでございます。

大きく言えば、国が平成28年1月に制定しました産地パワーアップ実施要綱の趣旨に少し書いてあるわけなんですけど、27年の環太平洋パートナーシップ協定の筋合意を踏まえて、農産物の産地が創意工夫を生かし、地域の強みを生かして起こすイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を図るという目的で、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取り組みを支援する事業でございまして。

これに基づいて、岐阜県は平成28年3月にぎふ農業・農村基本計画をつくっております。この中で産地パワーアップ事業の県の事業実施方針を示しております。この2番目には基本方針ということで、水稲という作物であれば、中心経営体、それから集落営農組織への土地利用の集積だとか、その集約化に必要な機械・資材の導入を推進する。また、直まきによる省力化、それから低コスト化栽培の技術の推進だとか、あとは食味や収量性、新品種の導入を推進するというような、こういう基本方針を出しております。

これに基づいて、この要件に沿った形で今回は瑞穂にあります農業法人が、意欲ある農業法人のほうで、その計画に基づいて、今その実施計画を県のほうへ出しているということでござ

いまして、実際に審査するものにつきましては、県のほうが国が示しました実施基準、今回ですと販売額の10%以上の向上だとか、それから面積要件でいいますと50ヘクタールというような、そういう要件に沿っているかどうかというのも含めまして実施計画が出され、これが承認されますと、その補助事業のまた申請ということで、市を通して県に申請するということになっておりますので、今回それに基づいて補正予算を計上させていただいたところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、この補助金のことで言いますと、農地の集約化といいますか、があと集めていって農地を大規模化していくと、それを目的にこういった機械化を図るというのか、こういうような補助金が新しくできたというふうに思うんですけども、一方では、そのことによって耕作を、うちは田んぼをもう耕さない、そちらのほうにやっってくださいと、こういう人たちが今でもおる。けれども、そういう補助金が出されてくると、もっともっとそういうのに拍車をかけていくような、つまり農家の人たちにとっては本当にいいことなのかと、稲作農家をね。いいことかなあというふうに思いますけど、その点ではどのようにお考えになっておるかお聞きしたいなあと思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） これは瑞穂市に限らずに、やはり農業従事者の高齢化とか、後継者がいないというようなところで、今言われたような耕作放棄地等も、その発生の防止という意味で、27年からは、農地中間管理機構を通してそういう経営体のほうへ個人で農業を断念される方の農地がそうやって集約化されていくということは、時代に即した事業ではないかというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） これは、国がつくり、県がつくって進めておるということですので、市のほうは、その書類を出して、それに合っておるかということだけなものですから、それ以上は言いませんけれども、しかし本当に今必要なのは、家族経営で田んぼや畑をやっておる人たちが、やっぱり自分たちの田んぼや畑、特に田んぼを守っていくために、所得保障、あるいは価格保障というか、そういうことが今は大事じゃないかなあというふうに思いますので、その点は私の意見ですので、申し上げまして、これで終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第72号、平成29年12月瑞穂市一般会計補正予算について質問をさせていただきます。

補正予算書7ページに繰越明許費がありますが、その中の(仮称)中山道大月多目的広場基本計画等作成業務の基本設計予算700万についてお尋ねをいたします。

今回、この大月の基本計画をプロポーザル方式で行うと決めた時点で、この700万円は繰り越しをするしかないというのは私にでもわかります。それは、文教厚生委員会の協議資料を見れば明らかになっております。検討会や提案書の募集または審議を考えれば、スケジュール的に年度内に基本計画作成業務に入れないのは当たり前であり、市も基本的な工程は当然理解しているはずです。

問題は、年度内に基本計画を作成するため、9月の補正予算書で上げておきながら、10月25日の臨時議会でプロポーザル審査委員会の設置を提案し、わずか一、二カ月で計画の方針を変えたのはどのような理由からでしょうか、お尋ねをいたします。

以下は、自席にて質問いたします。

○議長(藤橋礼治君) 山本教育次長。

○教育次長(山本康義君) 今の中山道大月多目的広場の整備計画の関係を御説明したいと思います。

まずもって今回の作成委託業務の700万でございますけれども、9月の補正予算をとらせていただきました。その後、委員会等々、プロポーザル選定委員会を通しましたけれども、やはり3月末では難しいという状況がございました。当初は4月から進めてくるつもりでございましたが、今回、附属機関設置条例にプロポーザル選定委員会というのを整備するということがございましたし、それからいろんな委員会、今までの市のやり方の講習等々がございました。そういう点もございました。その辺を整備するというものの流れの波もございまして、私どもの進行が若干おくらしているということもございます。

今回、何とか年度内にとということで、御無理を願って9月補正をさせていただいて、選考委員会もということであわせてさせていただいたところでございますけれども、やはり毎回毎回、協議会だとか、当然、教育委員会の定例会だとかでも細かく丁寧に話させていただいております。その中で、やはりもう少し大切に、丁寧にやっていったほうがいいのではないかという御意見もやっぱりございました。そういう点で延ばさせていただいたということもございます。

かなり無理に進行していたということは否めませんが、やはり皆さんと相談しながら進めておりますので、少しでも早く、少しでも着実に皆さんの御意見を聞いて潰していくというやり方で進めておりますので、何とか御理解を願いたいなあとというふうに思っております。よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今の御答弁の中に、無理にスケジュールを組んでいたということを行政のほうで認めたわけでございますが、そもそもタイトなスケジュールを組んでいるから、こういう結果が待っていると。補正を組むその前段に、経常経費というのは当初予算で計上すると。投資的経費、すなわち普通建設事業、災害復旧事業、失業対策事業等は、計画的に優先順位をつけて、補正予算での計上は行わないようにするという事で市は述べられていたはずですが。そんなことは当たり前であって、そんな計画性のない市政ならば、予算規模がどんどん膨らんでしまうのは目に見えております。それが、9月に補正予算計上したものが、この12月には繰越明許費となっていると。10月の臨時議会も、委員会の設置は急務であるということの理由で、私自身も賛成はしております。告示期間を無視したその招集の仕方には、繰り越しがそういった理由になった以上、疑問を感じます。

要するに、この一連の流れを見ていると、行き当たりばったりの行政、計画性のない行政運営と思われても仕方ないのではないのでしょうか。中山道大月多目的広場は、巢南地区の市民の念願であり、楽しみにしている瑞穂市民も数多くいます。

繰越明許は安易に行うものではなく、計画や設計において外部的要因、つまり自然的、もしくは気象、用地・資材の入手難などの社会的諸条件により支出が終わらないと見込まれるときに行うものです。それが、今回どうしても計画性の欠如による繰り越しと思われれます。市は、市民のために、市民の期待、そして責任の重さを感じていただきたいと思います。

最後に、今後の予定を再度確認しておきますが、スケジュールによりますと、来年、平成30年9月に基本計画の成果品が納品されます。その後、実施設計に入り、平成30年度中に設計が完了する。そして平成31年度に工事が行われ、完成といった流れになるという方向で間違いありませんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 9月末までにとということで延ばさせていただくわけでございますけれども、今回はお認めいただきましたら、早目に業務仕様書というのを固めさせていただいて、プロポーザル選定委員会を開催しまして、1月には選定に入りたいと思っています。今、議員が言われたようなスケジュールで前回の11月21日の文教厚生委員会協議会にもお話しさせてもらいましたし、全協にも話させていただきました。そのようなスケジュールで行くということで、お願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 予定どおり完成に至るという御答弁をいただきましたので、今後は何においても市民も納得する計画を示していただき、行政、市民、そして地元業者を含め、お互い

の信頼関係で行政運営が行われますよう、また、時間をかけて計画をする以上、誰もが納得するよりよい広場になるようお願いを申し上げまして、質疑を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらくここで休憩をとります。再開は3時5分といたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

一般会計の補正予算、議案第72号について質疑をいたします。

補正予算書の24ページに生活保護費がございます。この中で扶助費1,327万増と、そのうち住宅扶助費が500万円減額になっています。大変きれいな数字ですが、この理由というか、内訳というか、それから、そもそも住宅扶助費の基準、どういう基準で出しているか、内訳と基準をまずお聞きします。何で500万減額という数字が出てきているのか、予算に比べてということでしょうけど、もうちょっと詳しい数字を教えてください。

何でそれが気になるかということをちょっと申し上げておきますと、実は今、瑞穂市の8人家族が文字どおり路頭に迷っています。貧困と、あと障害もあって、ちょっと考えられない状態まで追い詰められて路頭に迷っている。というのは、実際は岐阜市の市民団体が保護しちやっているわけですね。ですから、瑞穂市に学校、小学生だけで4人いるんですけど、送迎している。それから、もちろん食費とか生活費が要るわけですが、最初の2カ月は里親制度のお金を利用したとか何とかというのは聞きましたけど、現在3カ月目に入って、全く市もお金の援助も、扶助費に当たるものだと思うんですけど、援助もなく3カ月目に入っちゃって、そこをいかに抜けて瑞穂市に住居を持ってくるかというのが最大の課題になっております。

という関係で、500万も何で余っちゃうのと、素朴な疑問です。まず、何で500万が今の時点で余っているのかということと、そもそもの基準をお聞きいたします。

以下は、自席でお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） くまがい議員の御質問にお答えをいたします。

補正予算書の24ページの生活保護費、扶助費の5,308万円の内訳の中で住宅扶助費というのが500万円減額しております。当初予算では5,700万5,000円計上しておったものが、500万今回減額をするということで、月当たり当初予算では190件から200件程度の予算を組んでおりまし

たが、ここへ来て月平均当たり180件から185件ぐらいで済んだということで、不用額が発生するというので減額をしております。

もう一点、御質問の生活保護の住宅扶助の基準につきましては、瑞穂市におきまして、一人の世帯ですと月額2万9,000円、お二人ですと3万5,000円、3人から5人ですと3万7,700円、6人ですと4万1,000円、7人以上ですと4万5,200円というふうな基準となって、この基準で今現在支払っているという状況になります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ネットで調べるともうちょっと高いんですけど、これは住居地がどういうところかという基準もありますので、そんなに低いわけではないのかもしれませんが、ここで確認しておきたいのは、家族がふえた場合、今御説明にあったように、家族がふえると住宅扶助がふえていくわけですね。子供が生まれて家族がふえていった場合に、これをきちんと把握して、この方は生活保護も何も、申請しても全部受けられなかったし、就学援助費も断られたという経緯があります、6年前から。そういう中で500万円余っていると、非常に私に頭の中ではバランスが悪いというか、奇異に映るわけですが、聞かれた皆さんも、ええっと思うかもしれませんが、家族がふえた場合に、もらっていたとしてもですよ、または申請に行ったときでもいいんですけど、新たに。家族の人数に応じてふえるということは、一般の人は知らないと思うんです。私も調べて初めてわかるみたいな状態なんですけど、今もらっているとして、または新たな申請に行ったとして、2つありますけど、住宅扶助費に限りますが、その家族の人数をきちんと把握して出しているのか。一つは、新たに申請へ行ったときね。

それからもう一つは、例えば6人と7人ではかなり違うんですね。だから、子供がまた生まれたら7人になったといった場合に、それをつかんで、つかめるわけですからね、市は。おたくは、もう一人ふえたので、住宅扶助費が出ますということ市は教えてあげている、御案内をしているのかどうかちょっと聞きたいんですけど。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 今の御質問ですと、生活保護を受けられていた方が人員がふえたというような場合を想定しますと、出生なら生まれたということで出生届が出て、それで確認をしてふえるということで、生活保護の人は指導とかの機会です役所の福祉生活課のほうの窓口に来られたりする機会がありますので、そのときにも本人と面談の中で、指導の中で、そういう情報があればふやしていくということで、適切にやっているというふうに解釈しています。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） ちょっと今の答弁は一つこっち側が抜けていたと思いますが、

生活保護を受けていた人は把握できるだろうと。今の私の例は、受けていなかった人ですので、それもちよっと答えていただきたいとさっき申し上げましたが、子供が6人もいて、申請したときに何人だったかちよっとまだ確認していませんが、ずうっと断られていたわけですから。

無知もありますよね、市民の。無知もあると思うんですが、家族が何人というのは、子供が何人というのはつかめるわけですから、出生届、住民票で。それで、受けていないと、収入だつてつかめるわけですよ。申請に行っても断られて、もらっていないんですけど、そういう場合に、この住宅扶助に限ります、今は。御案内というのは一切行かないんですか、受けていなかった場合ですね。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

あくまでもこれも一般論でちよっとお答えをさせていただきますが、例えば、あるじになる人が働いてみえて、何がしかの収入があつて、その家庭、家族の中に働けると思われる人とか、働ける人が見えたということになって、生活に困窮しているというような御相談があれば、今現在ですと、社会福祉協議会のほうに委託をしております生活困窮者自立支援制度の中で、いろんな自立相談や家計相談、世帯の状況に応じた支援をしていくということの中で、住居の確保、給付金というものも対象になれば、その相談の中でなってくるというふうに考えています。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） でも、申請に行っても断られているわけですからね。

それから、働いているからだめだという言い方はとてもおかしいと思うんですよ。つまり、500万円の中に働いているからだめだという人が入っているかもしれないわけですよ、実際にいるわけですから。つまり、働いていればといたつて、その何人か家族、例えばそこは8人家族ですよ。働いていたつて、現在そこのお父ちゃんの収入は20万に満たない、残業すると20万ですね、そうすると圧倒的に足りませんよね。あと、お母ちゃんも働けばといてチラシまで福祉生活課が持ってきたというんですけど、余り大きい声で言いたくないけど、障害を持っていますし、下の子がおなかにいたとか、そういう状態の中で、あんただつて働けばというのは余りに大ざっぱじゃないかと思うんです。その辺はいかがですか。収入の額まで調べなきゃいけないんじゃないかというのと、働いていけばいいというんじゃないかと、家族と収入額。あと障害が絡んだ場合は、また複雑になりますよね。その2点をお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 今の御質問ですけれども、あくまでも一般的として、生活困窮者の自立支援制度の中で相談があれば、その相談に応じた内容で進められていくというふうには理解はしているんですけど、この制度の中にもいろんな条件があつたりするということで、例え

ばその方の事例が生活保護の条件になったりする場合には、就労指導とか、そういうものも必要になってきたりということで、本人に合った支援が必要ということも一方にはあります。

また、もう一方には、本人やその家族や配偶者の方が本当に望んでおられるのかという点もあるので、いろんな条件があるということ、そのあたりもいろいろ含めて対応をしていくということになりますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 今の答弁の前半はわかりますが、後半はちょっとわかりませんでした。本人に合った支援といっても、その本人の状態を把握していきやできませんよね。例えば障害を持っていたり、収入が極端に家族の人数に比べて少なかったり、それを市役所がつかんでいなかったら本人に合った支援はできないわけですよね。

ということで、大体500万減額になるというのは、この500万円の中には今の福祉生活課の非常に大ざっぱな、きちんと現状、実情を、本人に合った現状をつかんでいないで、水際作戦で断っているんじゃないかという疑いがあったので質問いたしました。以下は、一般質問でさせていただきます。終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議案第72号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について質問をさせていただきます。

先ほど小川議員が質問された項目で、18ページ、社会保障・税番号制度の導入促進費の業務委託料で、社会保障・税番号制度対応システム改修費ということで862万9,000円、これは、質疑のやりとりを聞いているところ、改修費で、国からこの金額を出しなさいよ、つまり全国一律に改修する内容なのかどうかというのをまずお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 先ほどの税番号制度の関係の個人番号カードの記載事項充実につきましては、一応、全国一律、一斉にということで聞いております。先ほど申しましたように、人口区分によって負担額が定められているということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） そうすると、そのうち国庫補助金が700万ちょっとあるんで、市の負担としては150万程度ということになるかと思えますけれども、このシステム改修の中に、コンビニでの、住民票とかの証明書がとれるようになりましたけれども、そちらのほうも改修の対

象に、システムの改修には当然関連するんですよ。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今回の改修につきましては、個人番号カードの記載事項ということで聞いておりますので、[※]コンビニ交付等の内容については、今の個人番号カードの関連のシステム改修には、今回には含まれていないというふうに聞いております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） そうしますと、多分、このマイナンバーカードについて、これは発足から、国からこういうような形で、いろいろシステムの改修等で何回も何回も費用負担が求められているかと思えます。要は、国が幾ら出せよと。国は一括して、あるシステム会社に管理させているんで、その費用を全国自治体利用者から負担しなさいよということだと思えますけれども、今まで瑞穂市では大体どれぐらいのこういう改修を追加で求められているかというのを、漠然とでいいんですけども、おわかりですか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 申しわけございません、全体で今まで幾らの経費を使っているかという集計まではまだ、手元に資料を持っておりませんので、残念ながらお答えできません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 最後に、このマイナンバー制度というのは非常に問題がある中で、国はどんどん進めていって、本当にこれでいいのかという、利用率も10%というふうに聞いているんですけども、コンビニでの導入をしました、去年かな。その後、どれぐらいコンビニでの利用というのは進んでいるかというのは、何か記憶はありませんか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） これも手元に資料がございませんが、三百何十件だったように記憶をしております。もう一度、席に戻れば、お詳しい資料がございますが、よろしいですか。

〔「いや、結構です」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君、どうぞ。

○4番（鳥居佳史君） じゃあ一言。やっぱり300件というのは、少ないと思いますね。こういう実態の中で、いろいろ疑問が多い制度という感想を言わせてもらって、終わりにします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

※ 後日訂正発言あり

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。

松野議員が質問された大月の700万の補正の件ですけれども、これを繰越明許にした件に関して質問をしたいと思っております。

教育次長の答弁では、これが繰り越しになった件に関して説明をされていたんですけれども、これに関して言えば、臨時議会、総務委員会において非常に問題点があると。臨時議会を開いて、これを決めなきゃならんと、そこまで言って、12月議会でもいいじゃないかと、12月議会だと遅くなってできないから、プロポーザル委員会も翌日か何かに関開くんだから、どうしても決めてほしいと。そのようなことで、私の質問に関してでも、余りにもくどいで不評を買ったみたいですが、それまでにして決めたこの補正予算、中山道大月多目的広場基本計画等作成業務というのに関して言えば、なぜ繰越明許になったのか2つの問題点があると思うんですよ。

最初からこれに関して言えば、無理があった。無理があったのを、自分たちのミスで繰り越しにしなければならなかったのか。これはもう重大な行政側の問題点である。そしてもう一つは、この指摘を受けて、なぜこれをできなかったのか。どこの誰に、どういう形で、名前までは必要ないかもわからんですけれども、具体的になぜそれに従わなければならなかったのか、その総括が全然していない、聞いていれば。違いますか。

大月のこの広場でもそうですけれども、瑞穂市全体として考えるべきであって、巢南には、中にしたって、西にしたって広場はあるんでしょう、広いところが。だから、大月云々にするならば、巢南庁舎の南側にグラウンドもあるんでしょう。だから、そういうようなことを総合的に考えることをすれば、いかにしなきゃならんということは、教育次長にしてみれば、私のところに押しつけるというけれども、都市計画を含めて全体的なことは役所全体が考えるべきことでしょう。ならば、その頭になって答弁を教育次長がするならば、総括的に、これに関して言えば2点。はっきり最初から無理があったのか、委員会を条例で起こしてまでしているわけでしょう。違いますか。ならば、自分たちがそれでいけるという判断をしたならば、誰がどう言おうとも、行政側としてはこれで進みますということを、なぜできなかったのか。そういうことでしょう。

議会に、議員に対して、ある意味で、言葉できつく言えば、背任的な行為でしょう。やると言っておいてやらん。12月の本会議で上げればいいのに、臨時でなければやれないと言いながらも、はい、できませんでした、繰越明許で来年度です、その工程に従ってやりますなんていうのは、簡単に言っているけれども、そんなものでないでしょう。違いますか。

だから、その総括をどういうふうにして考えて答弁するのか。もう一回しっかりその辺の、なぜなったか、なぜできなかったか、その辺のことが全然見えてこない。機構改革したって、それ

だったら同じことですよ。

誰かに言われて、じゃあもう少し検討します。で、できませんでした。じゃあできると言ったことに関してはどう責任とるんですか、議会に対して。議員の皆さん、どう思いますか。はい、そうですと言って、わかりました、それなら認めますというふうに言えるか。そんなに議会で簡単、議員って。言葉は悪いけど、少し議会、議員をなめておるんじゃない。違いますか。

もう少し、その辺のことで自分たちの総括をして、なぜできなかったのか、どうしてできなかったのか。誰かに言われてできなかった、はい、そうですではなくして、その正当な理由というのは、何が正当な理由なのか、しっかりと答弁してください。そんなあやふやなことで、誰かに言われたとか、あれだとか、だからできませんでした。そんなもんは答弁にならない。しっかりと答弁してください。以上。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御指摘でございますが、今回9月に補正予算をとらせていただいて、それからまた臨時、人件費といいますか、プロポーザル審査委員会の報酬も上げさせてもらい、認めてもらいました。前回のときも、翌日にとということになっていました。その辺もありまして、附属機関設置条例の流れもあったということもありまして、その中に大月のが一番最初にはまってくるということもありました。そのスケジュール的なもの等々、そしてから報酬でいいのか、報償費でいいのか、いろんな議論もありました。審査委員に払うのはどうしたらいいのか、でも予算措置をしっかりとやっていくべきじゃないかということがあって、ぎりぎりの直前をお願いしたということでございます。

やはりいろいろと庁舎内で、いろんな部局を超えて、今回の事務的な手続で問題がないかということをお話し合っ詰めてきたということでございます。私どもの従来のやり方でしたら走っていたと思います。ですが、そこは附属機関設置条例の整備だとか、報酬の払い方の整備だとか、そしてから、先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、私ども教育委員会のほうは、教育委員会にもお話をしていくという手順もございます。そういうものがございまして、そういうのとか、あとは内部で、文教さんに話し、全協に話しということもあります。そういうことがございまして、やっぱり下がってきたということです。

当初は、今年度に当初予算、春をお願いしたんですけど、一番最初は4月14日だと思います。ですが、これは計画の中に入っていないからだめなんじゃないかといって一旦取り下げたということがあったと思います。文教の中であったと思います。そういうことがありましたけど、そういうのを全部包み隠さずお話ししながら積み上げてきた結果がこうなっております。愚直でございます。ですが、しっかりと詰めて上げてやっていくという思いでやっておりますので、何とか御理解を願いたいなあと考えています。

今お話がございました簡単に思っているのではないかとということでございますが、やり方と

しましては、こういうやり方でしか皆さんに理解していただけないと思っておりますし、もともと当初予算にとありました、先ほどのお話にもありましたけど、計画があれば、当初予算からぼんと上げるものなんですけれども、やっぱり皆さんの意見を聞いてやっていく重大な話であるという認識もあったということもあります。ですから、ゼロベースではございませんけれども、こういう形でやっていきますよという話をさせていただいて、ステップを踏んでということのを重要視していたという点もございまして、こんな形になっているということでございますので、余り総括になっていないと言われるかもしれませんが、状況としては、そういう形で今は来ているということでございます。

あとは、このまま、どうのこうのと言われたのは私の責任もあるとは思いますが、進まないわけにはいかないもので、市の大切な公園ですので、一つずつ一つずつ進めないといけませんので、これまでずうっと何十年もほかっていたところでございますから、何とか進めていくということをお願いしたいなあと思っておりますので、答弁になっておりませんかかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） あのね、答弁になっていないけど、お許しくださいという問題じゃないのよ。そうでしょう。何十年もほかっていたわけじゃないのよ、だから全天候云々の陸上競技場、トラックの数が足らんとか、いろいろ問題点があつて、それではだめだというような形で、それに関して言えば、市民のほうからそういう形で、ちょっとおかしいんじゃないかということで白紙にはなつた、それは御存じでしょう。だから、そういうような経過を踏まえているものだからこそ、今回やるならば慎重にしていくべきでしょう。

だから、そういう意味でも、議会へ、云々していいですか、本当にやれるんですか、年度内に云々して、この予算の執行はできるんですか。できますよ、そのためのプロポーザル委員会を開きたいんですよという、それをやっておいて、できません、繰越明許にしてください、それでは総括になっていないと言っているんですよ。

だから、そういう形でなくして、ならば、今言うような形で、12月の議会でプロポーザル云々ならば、それから検討して、だけれども、いろいろ総合的に判断すると、この700万の予算に関しては難しい点が多分に出てきたと。だから、前もつてそういう話を言つて、話を進めていくならいいけれども、できませんでした、繰越明許にかけます。じゃあ臨時議会まで開いてやつて、年度中にやるよといったことに関して言えば、それに関しての説明責任は教育次長が、私が全部とります。それでは余りにもおかしいんじゃない。

だから、最後に市長、これに関して言えば、最高責任は市長にあるんですから、その辺のことを含めて、今なぜ、どうなつてあれなのか。市長としてどう思つているのか。これを議会に

かけて、こういう形で通しておいて繰越明許をかける、臨時議会のすぐに委員会を開く、全部こういうことをやってきて、こういう状態にあるということに関して、市長としてちょっと総括的に答弁してください。もう教育次長で云々言っているよりも、市長自身がどう考えて、どう云々なのか、それをしてください。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 先般、臨時議会にて皆さんに御理解をいただいた後に、審議会を開かせていただいたところでございます。また、審議会のところでは、どのようにして選定をするかということで会議を開いたようでございますし、そうした仕様の中身を煮詰めたということを知っております。そんな中で、申しわけないがちょっとこれでは、きちっとした事業者が得られるだけの期間はどうなんだろうという話になって、やはり十分な時間をとる必要があるだろうという結果で今日に至っております。

おおむねの仕様等はもうできておるはずですので、それをもって、またこの議会で御理解をいただければ、また皆さんの意見を聞いて進められるように進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 一番最初のプロポーザルの委員会の報酬のところ、このところから、とにかく後になって間違いということで、何かあつてはいけないかなあというところで真剣に考えました。ですから、本当にあのときの補正予算につきましても、金額は小さな金額ではございましたが、でも本当に大事な意味からして、あのところで補正予算を頂戴した次第でございます。

それと同時に、先ほど来でいうと、松野貴志さんの意見、御質問に答えましたように、私たちはひるむことなく、間違いなくこれは進めていきますので、そういった意味からも、どうか皆様方の支援をお願いしたいと思っておりますので、必ずや大月のことは、先ほど次長から説明がありましたとおり、このまままた突き進んでいきますので、どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） もうくどくは言わないですけども、想定外という形を余りにもとり過ぎている。そうでしょう。だから、そうでなくして、行政側が議会に提案する事項に関しては慎重にして、その後に訂正等のないように。この件に関してもやけど、けんけんがくがく言って、大分言い過ぎたという批判を受けながら私もやってきて、それですんなりいけばいいけど、さあここで云々言われると何だったという話になりますから、もうこんなことを何回繰り返すんだということですよ。だから、済みませんというのは、もう本当に責任問題ですよ。

だから、上程するには、やはりそれだけの信念を持って進めていただきたいと同時に、決断と実行というのは行政側の特権ですから、だからそういう不退転の気持ちで進むんだったら進む、そして修正は修正をしながらでもいいですから、やはり決断と実行に関しての指導力は市長なんです。だから、その辺のことに、アドバイスはそれは受けなきゃだめですけども、だけれども最終判断、最終責任は市長にあるんですから、その辺のことを重々に自覚して、行政のトップとしての指導をしていただきたい。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎です。

大分大変時間も押し迫っておりますので、簡潔にいたします。

補正予算の関係でございますけれども、ページは23ページの保育所費の関係でございます。

待機児童をたくさん抱えている中において、なぜ給料とか、賃金とか、そういったものがマイナスに出てくるのか、ここについて質疑をしたいと思います。

以下については、議席からお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、23ページ保育所費の賃金のところ。臨時保育士の分が4,100万ほどが保育士でございます。それで、100万ちょっとが用務員ということになっています。こちらのほうは当初、見込みとしては、今現在93名の保育士がおりまして、用務員が18名ということで組んであります。

ただ、この賃金ですけれども、年間を通して採用してくるわけなんですけれども、時間が短い人から、4時間働いてみえる方から8時間までいろいろなパターンがございます。それで、当初にどんと全員採用できるというのではなくて、順番に順番に採用しているという状態になっています。9時とか3時なんかのところに関しましては、コアタイムなんかは非常に人が多いんですけれども、なかなか朝と夕方に勤めてくれる人がいないということで、4月から始まって、どんどんどんどんなかなかおさまらなかつたというものが積み増しということになってきまして、減額になっているという状況になっております。

保育士が93名いるんですけれども、その人たちというのは、加配といいまして、クラスの子供に大変多動の子が多かったりとか、非常に手のかかる子供たちが昨今多くなっています。そのために入れていくということで、足らない足らないというお話がいろいろと市中に蔓延している状態なんですけれども、法定の保育士定数というのは賄えているんですね。ただ、その手がかかる子を大切に保育する、質を高める、担保するというので入れていくということで、ここを4,200万も落として、少ないのではないかとのお話、あかんのではないかとのお話

もありますけれども、私どもの瑞穂市は正職員プラス補助職員でもって質を維持しているということでございますので、これが足りないから、状況的に保育所が、子供を見ている目とか、手が少ないということで、危険であるということではございませんので、お願いしたいなあというふうに思っています。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 例えば給料が1,000万ということは、これは退職金が入っていないものですから、休職の関係の職員という意味を言っておるわけですね。ではないでしょうか。

それから賃金、あるいは委託料の関係ですけれども、賃金は4,200万、委託料は1,000万の減額ということになっております。不用額であれば私はいいいんですけれども、待機児童を抱えておる中で、解消策もしなくて余るということは、これは市民サービスにつながるというふうにするんですよ。過大に積算しておれば別ですよ、けれども、待機児童は今おるんでしょう。それに努力しないかんですよ。これは市の最優先課題ですよ、これ。何でできないの。ここでお金を余らすということは、それだけ担当部署が力を入れていないんですよ。市民のことを思っていないんですよ。僕があえて言うのは、働く仲間の代表ですから強く言うんですが、そういったところに力を入れていない。

次長やなくて、教育長さんにちょっと御答弁を願いたいと思いますけど、よろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 松野議員の御質問にお答えしたいと思います。

次長の答弁と若干重複することがあるかも知れませんが、お許してください。

まずもって、園児何人について1人の保育士が要するというのがございます。それで、所長及び主任保育士を含め正規が今92名おります。基本的にはこの人数で運営はできます。しかしながら、そこへ現在93名の補助職員、17名の派遣の保育士を入れておるところでございます。そうすることによって、支援を要するお子さんにも対応し、早朝保育、あるいは延長保育といった長時間の労働に対してのローテーションが組めるように努力してきたところでございます。

しかしながら、補助職の方の勤務の御希望については時間帯が十分にそぐわないということが出てまいります。また、年間を通して補助職の方が勤務できるかという、そうでないこともございます。そういった関係で、目いっぱい子供に対応できるような保育環境を整えようとした場合の予算で賃金や保育士派遣の派遣委託料等を組んできたわけですが、例えば派遣につきましては、20名を予定していたところ、現在17名でございます。そういったような状況がある中で今来ていて、予算が余ってきたので補正を組ませていただいたということでございます。

先ほど、待機児童の解消を最優先の課題としなきゃいけないんじゃないかという御意見がご

ございました。それは当然でございまして、かといって、じゃあその補助職の方をフルに、派遣の方をフルに入れたら待機児童を受け入れる体制が整えられるのかということ、そうではありません。施設の大きさ、部屋の数、そういったものも加味したところ、待機児童の解消には直接はつながらないというところで、実際問題の現状は、例えばローテーションを組むところで保育士の先生方に若干無理をかけているというような課題があるということをお理解いただければありがたいと思います。以上で答弁を終わらせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 定員の管理ということもあるかとは思いますが、それは、各自治体はいろいろ知恵を絞って、例えば廊下を改修して、そこで子供を保育するとか、いろいろなことを、対策をやっておるわけですね。うちは何もやっていないですね。

そして、例えば派遣の話ですけれども、以前、高田次長のときには、年度当初に予算を組んでも派遣職員の確保ができないということで、12月ごろに補正を組んでやった覚えがございませう。先取りをして、要は予算を確保して、派遣業者にお願いをしながら職員を確保したということをおやっておるわけですね。そういうことをやられて、20人が17名というような格好になっているんでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） はい。今言われたように、派遣のほうは早目に、4月ではなくて、早目に入札をかけてということでやっております。

それとあと、待機児童対策を何もやっていないという今御指摘があったんですけれども、別府のほうを改修したりだとか、ただ、廊下を保育室にするというような考え方を瑞穂は持っておりませう。今、事例を挙げられましたけれども、私どもはちゃんとした保育室をつくってということで考えておりますし、器の問題でということでしたら、今、NPO法人のキッズスクエアさんによる本田の小規模保育所だとか、今度もニチイキッズさんが出ていただきますけど、そういうもので器をふやすということもやっておりますし、いろんな県の基金ももらって本田第1の未満児を受け入れるような改修工事等とかもしております。ホームページにも順番順番に毎年出させていただいております。そういう形で、改修努力もしていただきつつ、人員の配置とかもやっております。

なおかつ、今、働き方改革でございませうので、保育士に過重労働がありますので、その中で抜けるものは何かということをお分析した上で、事務的なものは、補助職員さんで9園を回っている方が事務をやったりだとか、そういう作戦もやっております。いろいろと手を使っておりますので、とにかく保育士さんができるだけ子供のほうの目を離さないような環境づくりということで、いろいろ策を練って今進めておりますので、御理解願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 以下につきましては、一般質問等のほうで質疑をしたいというふう
に思っていますので、この件については以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第73号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第73号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第74号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第74号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算
（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第75号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第75号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正
予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第76号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第76号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第77号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第77号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第62号から議案第77号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第62号から議案第77号までは、会議規則第37条第1項の規定によりまして、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第18 請願第2号について（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 日程第18、請願第2号「瑞穂市職員の公正な職務の執行の確保に関する請願について」を議題といたします。

本日まで受理した請願は1件です。

会議規則第142条の第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおりでございます。所管の常任委員会に付託をいたします。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午後4時00分

